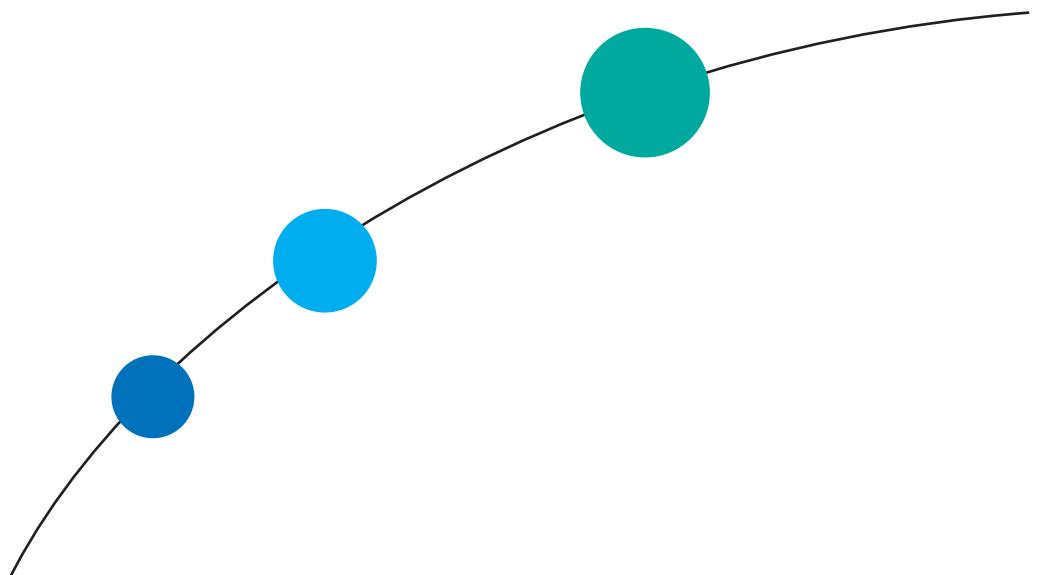


未来に向かい
“人と自然が共生するまち”
はこだて



函館市 環境基本計画 [第2次計画]



「人と自然が共生するまち」を目指して



函館市は、渡島半島の南東部に位置し、温暖な気候や、恵まれた自然を背景とした良好な環境のもと、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北海道の政治・経済・文化の中心地として発展してきました。平成16年には、戸井町、恵山町、樫法華村、南茅部町との合併により、豊かな海や美しい自然景観をより多く有するとともに、歴史、文化、産業、都市機能などにおいて、多様な地域特性を有するまちとなりました。

環境の世紀といわれる21世紀も10年目を迎える、現在私たちは、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に直面しており、地球環境全体の持続性に関わる問題などへの取り組みは、一層重要なものとなっています。また、平成17年には、地球温暖化防止のための「京都議定書」が発効し、環境を守ることの大切さが世界共通の認識となってきていく中、昨年の12月には、国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP15）が開催され、「コペンハーゲン合意」により国際的な枠組みづくりを進展させたところです。

本市では、平成11年9月に「函館市環境基本条例」を制定し、その基本理念の実現に向け、平成12年3月に、目標年次を平成21年とする「函館市環境基本計画」を策定しました。これまで、この計画に基づく各分野での環境保全のための取り組みにより、地域環境の改善が進んでいますが、計画策定後10年が経過し、地球温暖化による気候変動などの問題や市域の状況も変化してきていることから、これらに適切に対応していくため、このたび環境基本計画を改定したものです。

本計画の目指すべき環境像である「未来に向かい“人と自然が共生するまち”はこだて」の実現に向け、私たち一人ひとりが函館の未来を想い、環境保全のための具体的な行動に取り組むとともに、市民、市民団体、事業者、市などの協働と連携により、より良い環境を保全・創造していくことが重要であると考えております。

今後も環境行政の着実な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか皆様の一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

最後に、計画の改定にあたり、「函館市環境審議会」でのご審議をはじめ、市議会や関係団体、そして多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

平成22年3月

函館市長 西尾 正範

目 次

第 1 章

函館市環境基本計画とは

01

1 計画改定の趣旨と背景	02
2 計画策定の目的	03
3 計画の基本的事項	03

第 2 章

函館市の環境の現状と課題

07

1 地球環境	08
2 大気	12
3 水	15
4 騒音・振動	18
5 化学物質	20
6 自然	21
7 自然とのふれあいの場	23
8 景観	23
9 廃棄物	25
10 エネルギーの有効利用	27
11 環境教育・意識啓発	29
12 環境保全活動	30

第 3 章

函館市が目指す環境像

31

1 目指すべき環境像	32
2 基本目標	32
3 具体の方針と施策の柱	33
(1) 地球環境の保全に努めます	34
(2) すがすがしい空気を守ります	36
(3) 清らかなせせらぎや美しい海を守ります	38
(4) やすらぎの音環境を守ります	40

(5) 安全な暮らしを守ります	42
(6) たくさんの生き物が息づく自然を守ります	44
(7) 水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります	46
(8) 個性とゆとりある町並みをつくります	48
(9) 循環型の社会をつくります	50
(10) エネルギーを有効活用します	52
(11) 環境保全意識の向上に努めます	54
(12) 環境保全活動の輪を広げます	56
4 ゾーン別の環境配慮指針	58
(1) 潤いある生活空間と都市機能を有する市街地ゾーン	59
(2) 緑地と農地を中心とした自然との共生ゾーン	61
(3) 自然公園と森林地域を保全する自然環境ゾーン	62
(4) 豊かな海とともに歩む漁業集落ゾーン	63

第4章

推進体制

65

1 推進体制の整備	66
2 計画の進行管理	67

参考資料

69

資料1 施策体系	70
資料2 環境目標項目一覧	72
資料3 市の役割の主な施策	73
資料4 計画策定までの経過	80
資料5 函館市環境審議会	81
資料6 計画策定に係る各種調査	84
資料7 函館市環境基本条例	86
資料8 用語索引	90

第1章

函館市環境基本計画とは

函館市環境基本計画とは

1 計画改定の趣旨と背景

本市では、平成11年9月に、良好な環境の将来の世代への継承および持続的に発展する社会の構築などを基本理念とした函館市環境基本条例を制定し、その基本理念の着実な実現に向け、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として、平成12年3月に、21世紀半ばを見据え、目標年次を平成21年とする函館市環境基本計画を策定し、これまで、市民、市民団体、事業者、市などが協力し、各分野で環境保全のための取り組みを進めてきました。

この間、国においては、平成18年4月に「第三次環境基本計画」を策定し、今後の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱を示しています。

また、地球温暖化*問題については、平成17年に発効した「京都議定書*」の目標達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」の改正や「京都議定書目標達成計画」を策定するなど対策を強化していますが、2013年以降のポスト京都議定書に向けた動きとして、2020年までに1990年比25%の温室効果ガス*の削減を目標として掲げ、より一層の取り組みを行おうとしています。

北海道においては、平成20年3月に北海道環境基本計画〔第2次計画〕を策定し、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道を目指しています。

こうした中、本市においては、戸井町、恵山町、樫谷村、南茅部町との合併により、市の総面積がそれまでの約2倍になるなど、市域の状況は大きく変化し、豊かな自然環境のより一層の保全と維持が求められています。

また、現行の環境基本計画の進ちょく状況については、毎年、函館市環境白書*の中で取りまとめ、公表していますが、大気や水質などの環境基準は、おおむね目標を達成している一方で、市民アンケート調査の結果を見ると、市民の環境に対する満足度は十分とは

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、赤外線を吸収して空気中の熱を保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれます。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が地球規模で上昇することです。

京都議定書

気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）で採択され、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーカーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年の5年間に1990年比5%以上（日本6%，EU8%）削減することなどを内容としています。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つ気体のことをいい、地球温暖化の原因となります。主なものには二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。

函館市環境白書

函館市の環境の状況や、環境への負荷の状況、環境の保全に関する施策の実施状況などを明らかにするため、市が毎年作成し公表するものです。

言えない状況にあります。

このような環境問題を取り巻く社会情勢の変化や本市の特性、さらには現行計画の目標達成状況などを踏まえ、今後の施策の基本的な展開方向を示すため、環境基本計画の改定を行うものです。

2 計画策定の目的

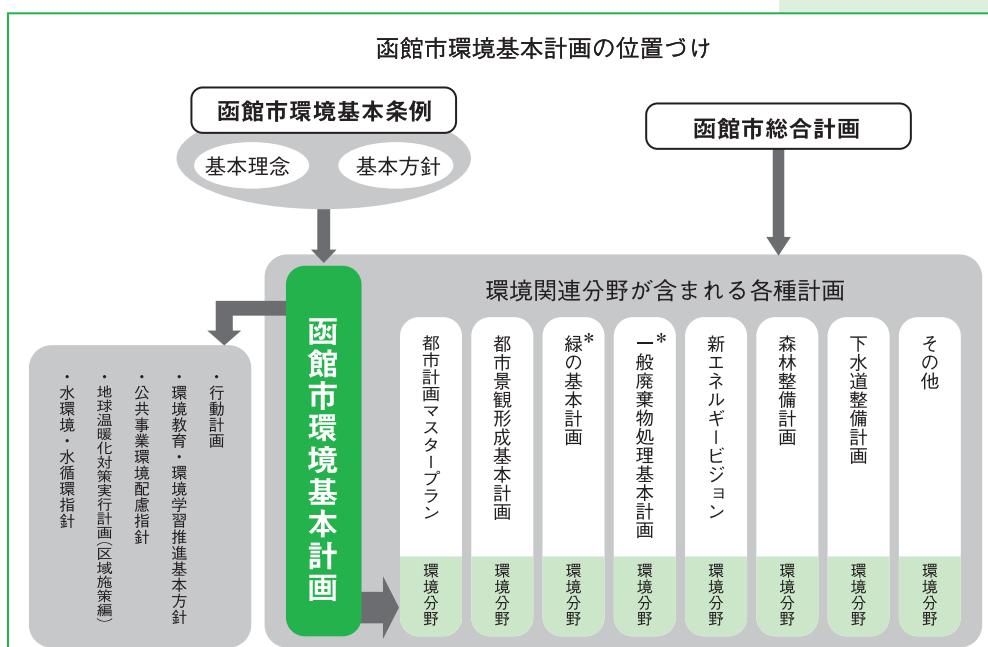
本計画は、函館市環境基本条例第3条の基本理念の着実な実現に向け、環境に関する広範な施策を、市民・事業者とともに総合的・計画的に推進するため策定するものです。

3 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、函館市環境基本条例第8条に基づき策定する計画であり、函館市総合計画に基づくまちづくりを環境面から実現していく役割を担います。

また、本計画は、各環境分野における環境目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画および施策の環境に関連する分野を立案・実施するにあたっての基本となるものです。



函館市環境基本条例 第3条（基本理念）

第3条 環境の保全および創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、本市に集うすべての人々が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮することにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 3 環境の保全および創造は、市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、市民、事業者および市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

緑の基本計画

都市の緑の保全と創出に関する施策を計画的に推進するために策定される計画です

一般廢棄物処理基本計画

一般廃棄物について計画的かつ適正な処理を行うために市町村により策定される計画です。

(2) 計画の対象とする環境の分野

計画の対象とする環境の分野は、地球環境、生活環境、自然環境および快適環境とします。

(3) 計画の対象とする地域

本計画は、函館市全域を対象とします。

なお、今日の環境問題は、大気や水質への環境負荷など行政区域を越え、地域が一体となつた対応が求められることから、これらの問題に対する本市の役割を明らかにし、近隣市町や北海道、国の関係機関とも連携を図ります。

(4) 計画の期間

本計画は、本市の環境像の実現に向け、環境に関する広範な施策を総合的・計画的に推進することを目的としており、施策の着実な進展を図るために、計画期間を平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

また、本計画については、的確な進行管理を行うとともに、平成26年度を中間目標年次とし、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して、必要に応じて計画の見直しを行なうこととします。

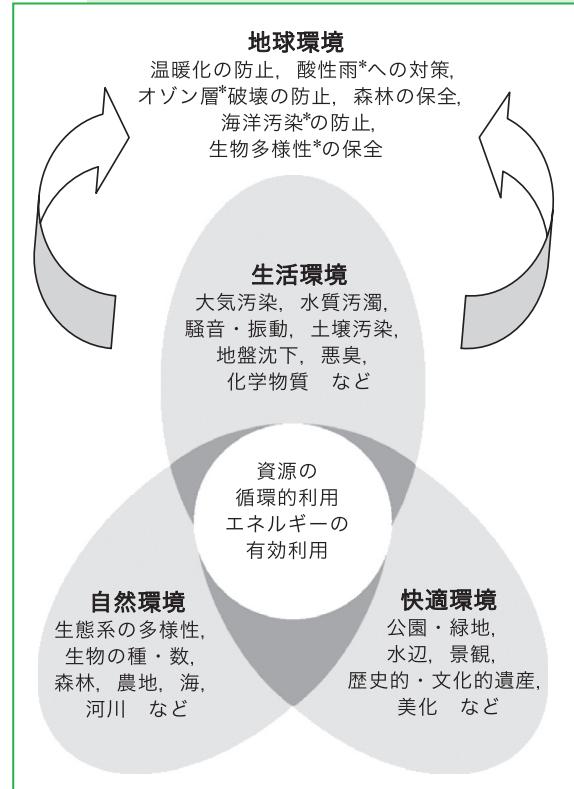
(5) 計画策定の基本的な考え方

本計画策定にあたっての基本的な考え方方は、以下のとおりとします。

地球温暖化対策をはじめとする 地球環境問題への対応の強化

21世紀は「環境の世紀」といわれるよう、地球環境問題へ適切に対応していくことが、人類が将来にわたって地球上で存在するために不可欠なこととされ、国際的な取り組みが進められています。

特に地球温暖化問題については、2007年に発



酸性雨

化石燃料の燃焼などで生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが、大気中の水分と反応することにより生じると考えられているpH5.6以下の雨のことです。酸性雨により、森林の枯死や湖沼の酸性化など、環境への悪影響が懸念されています。

オゾン層

地上10kmから50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾンが豊富な層のことをいいます。オゾン層は太陽光線中で酸素から生成されます。有害紫外線を吸収するため、フロンによって破壊されると白内障、皮膚がんの増加や生態系に悪影響を及ぼすとされています。

海洋汚染

海洋は、陸上の汚染物質が水の働きにより移動し蓄積するなど、汚染物質が最終的に行き着く場所となることが多く、人間の活動に伴い汚染が世界的に確認されています。特に、1989年3月にアラスカ沿岸で起きたエクソンバルディーズ号事故や、1997年1月に日本海で起きたナホトカ号重油流出事故をはじめとするタンカーなどの座礁によって油が流出した事故は、海洋の生態系、漁業に深刻な影響を与えました。

生物多様性

地球上の生物とその生息環境の多様さを表す概念のことです。生物の豊かさ(多様性)を、生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子の3つの段階から捉えています。これまでの自然保護対策は、特定の絶滅するおそれのある種の保護など個別の保護が中心でしたが、生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子のそれぞれの段階において、保護を進めることが必要とされています。

表したIPCC（気候変動に関する政府間パネル*）による最新の報告書である「第4次評価報告書」において、大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる減少、世界平均海面水位の上昇の観測により、「温暖化は疑う余地がない」と断定されており、平成20年に開催された北海道洞爺湖サミット*では、環境問題が最重要課題として大きく取り上げられ、環境の保全および創造に向けた行動の重要度は、世界的にもますます高まっています。

こうした中、国においては、温室効果ガスの長期的、継続的な排出削減を目指し、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めています。

このため、一人ひとりが地球環境の現状を認識し、日常生活や事業活動において、さらに環境への負荷が少ない行動様式を取り入れるなど、あらゆる面で環境へ配慮する取り組みが重要となっています。

本市においても、地球環境問題に対する取り組みはこれまで推進してきましたが、今後は、より一層施策を充実させ、市民、事業者、市が具体的な取り組みを着実に展開し、地球環境の保全に貢献することを基本的な考え方とします。

豊かな自然環境の保全

本市は、戸井町、恵山町、樺法華村、南茅部町と合併し、より豊かな自然環境を有するまちとなり、また、恵山道立自然公園や函館山をはじめ、随所に美しい自然、景観を有し、その変化に富んだ地形は、動植物に対しても様々な生息・生育環境を提供しています。

とりわけ函館山は、明治32年から昭和21年に一般市民に開放されるまで、約半世紀にわたって軍の要塞として立ち入りが制限されていたこともあり、良好な自然が保たれています。そして、今もなお、深々とした緑に覆われ、四季折々の麗

気候変動に関する政府間パネル

1988年に、国連環境計画と世界気象機関により設立されたものです。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務とします。

北海道洞爺湖サミット

2008年7月に開催された主要国首脳会議の通称です。地球温暖化対策などを柱とする環境・気候問題が主要テーマとなりました。

しいたたずまいは、市民の憩いの場、レクリエーションの場として広く親しまれています。

また、本市は、津軽海峡、太平洋に面しており、周辺海域においては暖流と寒流が流れ込み、良好な漁場を形成していることから、イカ・コンブ・マグロなどの豊富な水産資源と、天然の良港に恵まれるなど、地理的・自然的な特徴を持っていることから、古くから海と深い関わりを持つ全国でも有数の水産都市でもあります。

このように、私たちの暮らしに恩恵を与えてくれる本市の豊かな自然環境は、かけがえのないものであり、この豊かな自然を次世代へ残していくために、市民一人ひとりが、自然を大切にする心をはぐくみ、自然を大切にする行動を実践していくことを基本的な考え方とします。

**市民・事業者・市が協働して、
環境保全活動を展開するための
取り組み**

環境保全活動の推進にあたっては、市民一人ひとりが、環境に関する正しい知識と保全意識を持ち、また、自主的に環境保全活動に取り組むことが重要であるとともに、市民、事業者が積極的に環境の保全および創造を実践できるような仕組みづくりが必要です。

本市においては、これまで様々な環境保全のための意識啓発事業や制度づくり、団体などへの支援を展開してきましたが、今後は、一層環境の保全および創造への取り組みを広げるため、団体同士の交流・情報交換によるネットワークの形成や、いろいろな場面・機会を通じて幼児から高齢者までの各世代に応じた環境教育・環境学習活動への支援を図り、より多くの人々が環境保全活動を実践できるような仕組みづくりを進め、市民・事業者・市が協働して様々な取り組みを展開していくことを基本的な考え方とします。



市の魚 イカ



市の鳥 ヤマガラ



市の木 おんこ



市の花 つつじ

第2章

函館市の環境の現状と課題

函館市の環境の現状と課題

1 地球環境

地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、我が国をはじめとする先進諸国を中心とした資源・エネルギーの大量消費や発展途上国での急激な人口増加・急速な工業化など、自然の浄化能力を超えた人類の活動による環境への負荷の増大が大きな原因となっています。

21世紀は「環境の世紀」といわれるよう、地球環境問題へ適切に対応していくことが、人類が将来にわたって地球上で生存していくために不可欠とされており、国際的な取り組みが進められています。

このため、一人ひとりが地球環境の現状を認識し、日常生活や事業活動において、さらに環境への負荷が少ない行動様式を取り入れるなど、あらゆる面で環境へ配慮することが地球環境の保全に資するものと考えられます。

(1) 地球温暖化

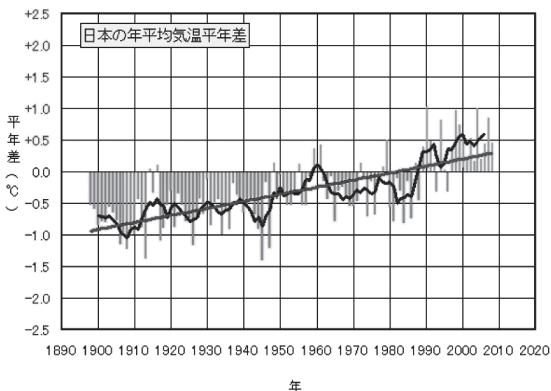
二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因とされている地球温暖化は、海面水位の上昇を引き起こし、洪水や高潮による被害や気候の変動による生態系への影響などが懸念されています。

気象庁では、日本の年平均気温は長期的には100年あたり約1.11℃上昇し、特に1990年代以降、高温となる年が頻出していると公表しており、本市の年平均気温についても、1898年から2008年までの変化は上昇傾向を示しています。



出典：環境省ホームページ
ビデオ・写真ライブラリ

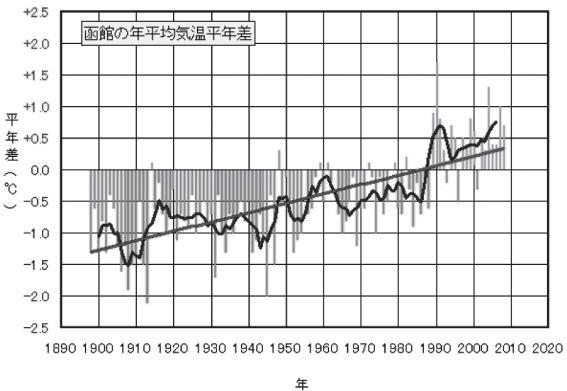
日本の年平均気温の平年差の経年変化
(1898~2008年)



出典：函館海洋気象台提供資料

※棒グラフは各年の平均気温の平年値との差(平年差)で、
折れ線は平年差の5年移動平均値、直線は長期的変化
傾向を示しています

函館市の年平均気温の平年差の経年変化
(1898~2008年)



出典：函館海洋気象台提供資料

※函館においては、1913年5月と1940年9月に観測
場所を移転しているため、このグラフは、移転前の
データに、移転による影響を除去するための補正を行ったものを使用しています

(2) 酸性雨

酸性雨は、化石燃料の燃焼などで生じる硫黄酸化物や窒素酸化物*などが、大気中の水分と反応することにより生じると考えられているpH5.6以下の雨のことといいます。原因物質の発生源から数千kmも離れた地域にも、森林や湖沼などへ悪影響を及ぼしていることから、国境を越えた広域的な問題となっています。

平成13年からは、参加13か国による東アジア酸性雨モニタリングネットワーク*が稼働しており、現在までのデータからは、pHの年平均値は4.2から6.1の範囲に分布し、中国南西部で強い酸性が観測されています。

また、国では「酸性雨長期モニタリング計画*」に基づくモニタリングを行っていますが、依然として、全国的に酸性雨が観測されている一方、国内での酸性雨による被害は現時点では明らかになっていません。

しかし、一般に、酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、大気汚染物質の長距離輸送の監視や生態系への影響監視の強化の観点から、平成21年に「酸性雨長期モニタリング計画」の見直しを行っています。

窒素酸化物

物質が高温で燃焼する際に発生する一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO₂)などを窒素酸化物(NOx)といいます。発生源は、工場、火力発電所、自動車、家庭など多様で、人の呼吸器系に悪い影響を与えることから、二酸化窒素について環境基準が設定されているほか、大気汚染防止法により規制が行われています。また、紫外線の作用により、光化学スモッグの原因となるオゾンなどを生成します。

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク

東アジア地域における酸性雨の現状やその影響の解明と、地域協力体制の確立を目的として、各国の自主的の参加により設立されたネットワークです。

酸性雨長期モニタリング計画

酸性雨について、広域的かつ長期的なモニタリングを継続的に実施していくため、国の中・長期的な方向を示すものとして、平成14年3月に策定された計画です。

(3) オゾン層の破壊

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、生物を守っています。

しかし、20世紀の半ば以降、フロン^{*}類などが冷媒や洗浄剤などに広く利用され、大気中へ放出されたことによりオゾン層が破壊されていることが明らかになっています。

オゾン層が破壊されると、地上への有害紫外線^{*}の照射量が増加し、皮膚がんなど人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

オゾン層の破壊防止のため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書^{*}」が昭和62年に国際的な取り決めとして採択され、我が国では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を昭和63年に制定し、規制対象物質について段階的な対策がとられ、平成32年までに生産・消費が全廃される予定となっています。

(4) 森林減少

森林は世界の陸地の約3割を占め、面積は約40億haとなっています。しかし、森林面積は平成12年から平成17年にかけて、年平均730万haの割合で減少しています。特に、熱帯林が分布するアフリカ地域、南アメリカ地域、東南アジアで森林の減少が続いている、このような森林減少は、地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与えています。

森林減少の原因については、大規模農地への転用、燃料用木材の過剰採取、森林火災などのほか、近年では不適切な森林伐採が問題となっています。

このため、国際社会においては、平成4年の地球サミット^{*}で、「森林原則声明^{*}」および「アジェンダ21^{*}」が採択され、それ以来、世界の森林と持続可能な経営に関する国際的な議論が行なわれています。



フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換したクロロフルオロカーボン（CFC）や、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）のことをいいます。これらは冷蔵庫などの冷媒や半導体などの洗浄剤として広く使用されてきましたが、太陽の紫外線によって分解され、オゾン層を破壊することから、全廃される予定です。

有害紫外線

オゾン層の破壊により増加する紫外線であり、UV-B（波長：280nm～320nm）と呼ばれています。この紫外線は、白内障、皮膚がんの増加や生態系に悪影響を及ぼすとされています。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

1987年採択、1989年発効。ウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、該当する物質の生産、消費および貿易を規制することを狙いつけています。具体的には、成層圏オゾン層破壊の原因とされるフロン等の環境中の排出抑制のための削減スケジュールなどの規制措置を定めています。

地球サミット

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（国連環境開発会議）」のことです。環境と開発は両立し、互いに補い合うものであるという考え方から、温暖化防止のための気候変動枠組条約、生物多様性条約への署名とともに、開発と環境保全との調和を図るためにの理念と原則を示した「リオデジャネイロ宣言」と地球環境の保全に向けての国際社会の行動計画「アジェンダ21」、森林原則声明が採択されました。

森林原則声明

1992年6月の国連環境開発会議において採択された文書の一つで、15項目の原則からなる森林問題に関する初めての世界的合意です。

アジェンダ21

1992年6月の国連環境開発会議において採択された文書の一つで、地球環境の保全に向けての国際社会の行動計画です。大気、水、廃棄物などの具体的な問題についてのプログラムなどが規定されています。

また、我が国においても国連森林フォーラム*への参加やアジア森林パートナーシップ*における取り組みなど国際協力を進めています。

(5) 海洋汚染

海洋は地球の全表面の4分の3を、海水は地球上の水の97.5%を占め、重要な生物生産の場であるとともに、大気との相互作用により気候に影響を及ぼすなど、地球上の全ての生命を維持するうえで不可欠な要素となっています。

近年、船舶の油流出事故をはじめ、陸域からの生活排水や廃棄物*の流入、プラスチック類などの海洋投棄などにより海洋汚染が進んでおり、生態系や水・大気循環に悪影響を与えています。

このため、国では、海洋汚染防止法に基づき、油や廃棄物の排出規制など、船舶などに対する監視・指導を行っています。

(6) 生物多様性の状況

地球上には多くの種が存在していますが、現在確認されている種は約175万種とされており、未知の種も合わせると種の総数は500万種から3,000万種と推計されています。

種の絶滅は、進化の過程で絶えず起こってきましたが、近年、生息・生育地の環境悪化や乱獲、侵入種*の影響などにより加速化の傾向にあり、このことは人間のさまざまな活動に起因していることから、地球環境問題の一つとして取り上げられています。

平成19年11月現在で、我が国における絶滅のおそれのある野生生物種（レッドリスト）は、ほ乳類42種、鳥類92種、は虫類31種、両生類21種および魚類144種などとなっています。

また、維管束植物（シダ植物および種子植物）のうち1,690種が絶滅のおそれがあるとされています。

このため、国では、全国の自然環境の現状や変化の状況を把握するため、自然環境保全基礎調査などを行っています。



出典：環境省ホームページ
ビデオ・写真ライブラリ

国連森林フォーラム

1992年の地球サミット以降、世界の森林問題を協議する場として設置された、森林に関する政府間パネルと、森林に関する政府間フォーラムを受けて、2001年に設置された国連の機関です。持続可能な森林経営と世界目標を達成するための方策などを盛り込んだ文書が採択されています。

アジア森林パートナーシップ

アジアの持続可能な森林経営の促進を目的として、アジアや欧米の各国政府、国際機関、NGO（非政府組織）などが、違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧・再植林等の活動に協力して取り組むためのパートナーシップのことをいいます。2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」にて発足しました。

廃棄物

物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となったものをいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの、固形状または液状のものをいいます。廃棄物は、主として家庭から排出される生ごみや粗大ごみなどの一般廃棄物と、主として事業活動に伴って生じた汚泥などの産業廃棄物に区別されます。

侵入種

外来種が自然繁殖して個体群を維持できる状態になったもので、生物多様性を変化させ、脅かす可能性のある種のことをいいます。種の絶滅の多くが侵入種の影響によるものであり、特に島に生息・生育する種は、家畜、ペット、その他の侵入種の影響を受けやすいとされています。

2 大気

(1) 大気汚染

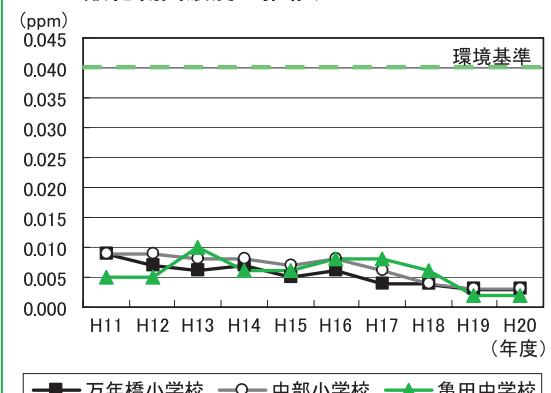
大気汚染の原因には、大きく分けると工場の操業やビル暖房などの「固定発生源」と自動車排出ガスなどの「移動発生源」があります。

本市では、大気汚染の状況を把握するため、二酸化硫黄*および一酸化窒素*や二酸化窒素*などの窒素酸化物はそれぞれ市内3地点で、浮遊粒子状物質は5地点で測定しており、いずれも環境基準*を達成しています。このほか、これらを補完するため、硫黄酸化物*, 降下ばいじん*を市内各所で測定しており、経年変化を見ると大きな変動は見られません。

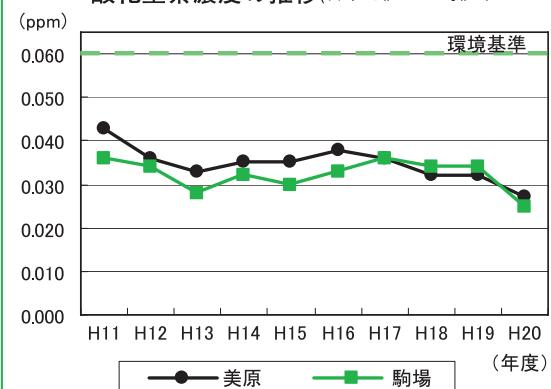
また、発がん性などの健康被害が生ずるおそれが高い、ベンゼン*, トリクロロエチレン*, テトラクロロエチレン*, ジクロロメタン*およびダイオキシン類*などの有害大気汚染物質*についても、市内各所で測定しており、測定物質全てにおいて環境基準を達成しています。

このように本市における大気環境は、おむね良好な状況にあり、市民アンケート調査*の結果でも、約8割の市民が空気の状況に満足していますが、今後も引き続き良好な大気環境を維持するために、自動車からの排出ガス抑制への取り組みや、新たな幹線道路網の整備に対応した監視体制の確保などが必要です。

二酸化硫黄濃度の推移(日平均値の2%除外値*)



二酸化窒素濃度の推移(日平均値の98%値*)



*平成20年度から、万年橋小学校でも測定開始(0.028ppm)

二酸化硫黄、硫黄酸化物

石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料などが燃えることにより発生する、二酸化硫黄(SO_2)、三酸化硫黄(SO_3)などを硫黄酸化物(SOx)といいます。人の呼吸器系に悪い影響を与えることから二酸化硫黄について環境基準が設定されているほか、大気汚染防止法により規制が行われています。また、酸性雨の原因物質ともなります。

一酸化窒素、二酸化窒素 窒素酸化物(9ページ)参照。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10マイクロメーター($10\ \mu\text{m}$)以下のものをいいます。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境上の条件として、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音について基準が定められています。

降下ばいじん

大気中に排出されたばいじん(すす)や地表から舞い上がった粉じんで、比較的の粒径が大きく重いために自然落下するものや、雨や雪などに取り込まれて降下するものをいいます。

ベンゼン

特有の芳香のある揮発性、可燃性の液体です。工業用原材料(染料、合成ゴムなど)として使用されています。急性的には麻酔作用を示しますが、長期的には造血組織や肝臓に障害を及ぼし、発がん性の疑いもあります。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種で、クロロホルムに似た臭いを有する揮発性、不燃性の液体です。ドライクリーニング、金属部品脱脂洗浄などに使用されています。環境中で分解されにくい化学物質で、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされています。

テトラクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種で、エーテル様の臭いを有する揮発性、不燃性の液体です。ドライクリーニング、金属部品脱脂洗浄などに使用されています。環境中で分解されにくい化学物質で、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされています。

浮遊粒子状物質の環境基準達成状況 (平成20年度)		
測定局名	1日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	判定
一般環境* 大気 測定局	万年橋小学校	0.039
	亀田中学校	0.044
	中部小学校	0.042
自動車 排出ガス 測定局	美原	0.045
	駒場	0.036
環境基準	0.10以下	

ジクロロメタン

有機塩素系溶剤の一種で、不燃性の液体です。金属・機械の脱脂洗浄剤などに使用されています。環境中で分解されにくい化学物質で、急性的には麻酔作用を示しますが、長期的には肝臓や中枢神経に影響を及ぼし、発がん性の疑いもあります。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-バラ-ジオキシン、コラーナ-ポリ塩化ビフェニルの総称で、塩素のつく位置や数により毒性の強さが異なります。化学物質の製造や燃焼、ゴミの焼却などに伴って発生し、環境中では分解しにくく、生物に対して毒性があることから、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されています。

有害大気汚染物質

継続的に摂取されると、人の健康を損なうおそれがある大気汚染物質で、そのうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準が設定されています。

市民アンケート調査

環境について市民の方々が日頃から感じていることや、生活を取り巻く環境に対する満足度、よりよい環境づくりのために取り組んでいることなどについて、平成20年11月に本市が実施した意識調査のことです。

2%除外値、98%値

大気汚染に関する環境基準の長期的評価に用います。1年分の1日平均値を順に並べ、高い方から2%の範囲にあるものを除いたときの最高値を2%除外値、低い方から98%に相当するものを98%値といいます。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は2%除外値、二酸化窒素は98%値で評価します。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、住宅地などの特定の発生源の影響を受けない一般的な生活環境における大気汚染の状況を把握するために設置された測定局です。

自動車排出ガス測定局

大気汚染防止法に基づき、自動車からの排出ガスによる大気汚染の状況を把握するために道路近傍に設置された測定局です。

大気汚染調査地点

自動車排出ガス	
1 駒場 (駒場小学校)	一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質
2 美原 (亀田福祉センター)	

一般環境大気	
3 万年橋小学校	二酸化硫黄 浮遊粒子状物質
4 中部小学校	一酸化窒素(3のみ)
5 亀田中学校	二酸化窒素(3のみ) 風向風速

硫黄酸化物	
3 万年橋小学校	
6 亀田本町	
7 函館駅前交差点	
8 警察学校	
9 湯の川温泉電停	
10 上湯川駐在所	
11 市立函館保健所	

降下ばいじん	
3 万年橋小学校	
12 高橋病院	
13 葛西医院	
14 函館医療保育専門学校	

有害大気汚染物質	
3 万年橋小学校	ベンゼン
4 中部小学校	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン

ダイオキシン類	
4 中部小学校	
5 亀田中学校	
15 七五郎沢廃棄物最終処分場	



(2) 悪臭

悪臭は、感覚・心理的な公害^{*}の一つであり、工場での汚水処理施設の不適切な管理によるものや塗装に伴う溶剤臭などが原因としてあげられます。

過去10年間において、悪臭に対する苦情件数は、大気汚染、騒音に次いで多いことから、今後も悪臭の発生する可能性のある工場などにおいては、適正な施設管理や作業方法の改善などに努めることが必要です。

過去10年間の苦情件数
(平成11~20年度)

種類	件数	構成比
大気汚染	117	33.7
水質汚濁	20	5.7
土壤汚染	1	0.3
騒音	100	28.7
振動	8	2.3
悪臭	99	28.4
地盤沈下	0	0
七公害以外	3	0.9
合計	348	100.0

※ 大気汚染：ばい煙^{*}、粉じん^{*}などによる汚染

公害

環境基本法によると、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる担当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

ばい煙

大気汚染防止法では、大気汚染物質として燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじんおよび有害物質をばい煙といいます。

粉じん

大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理または堆積に伴い発生・飛散する固体・粒子状の物質をいい、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」(現在アスベスト(石綿)が指定)、それ以外を「一般粉じん」として定めています。

3 水

河川については、松倉川、亀田川、常盤川などで水質調査を行っており、環境基準が設定されていない河川については、魚のすめる水質としてBOD^{*}5mg/l以下を水質目標としています。

環境基準の適用を受ける松倉川では、平成14年度、18年度に上流で環境基準を達成しませんでしたが、それ以外は、中流、下流も含めて環境基準を達成しており、良好な水質を維持しています。

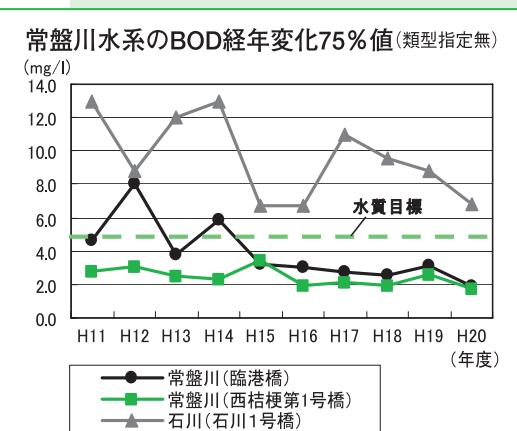
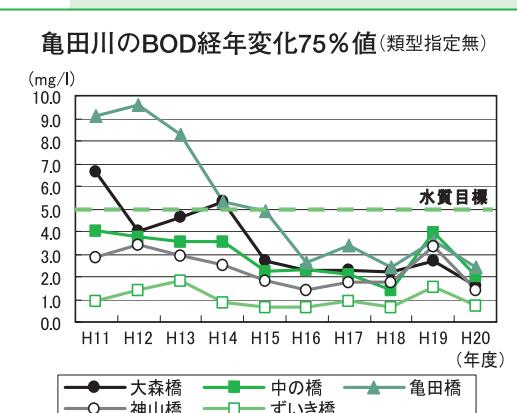
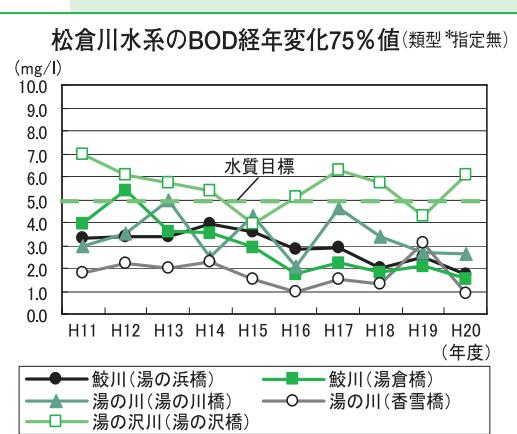
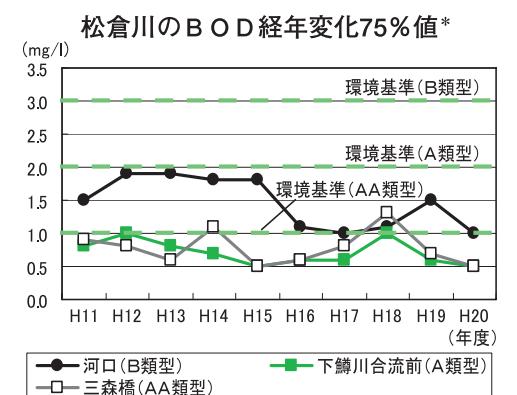
また、その他の河川については、大半の河川で良好な水質が確保されていますが、松倉川水系の湯の沢川、常盤川水系の石川においては、水質目標を達成していない地点もあることから、今後も一層の水質改善への取り組みが必要です。

海域については、函館海域（函館湾側）と東部海域で水質調査を行っており、環境基準が設定されている函館海域では、平成19年度までは、一部の地点において環境基準値の前後で推移していましたが、平成20年度は全ての地点で環境基準を達成しています。

また、東部海域には、環境基準は設定されていませんが、良好な水質となっています。

河川や海の水質汚濁の原因としては、工場からの排水のほか、家庭からの生活排水も原因の一つとなっていることから、今後も工場などの污水处理施設における維持管理の徹底や、家庭での生活排水対策などが必要です。

また、その他の要因として、都市化の進展や農地・緑地などの減少などにより、自然浄化能力や保水能力の低下などの影響が懸念されているほか、市民アンケート調査の結果でも、川や海などの水があまりきれいではない、もしくは汚いと回答した市民が、約7割を占めており、水質や水辺の自然状況に対する満足度は低い状態にあることから、健全な水循環^{*}の確保に向け、総合的な取り組みを進める必要があります。

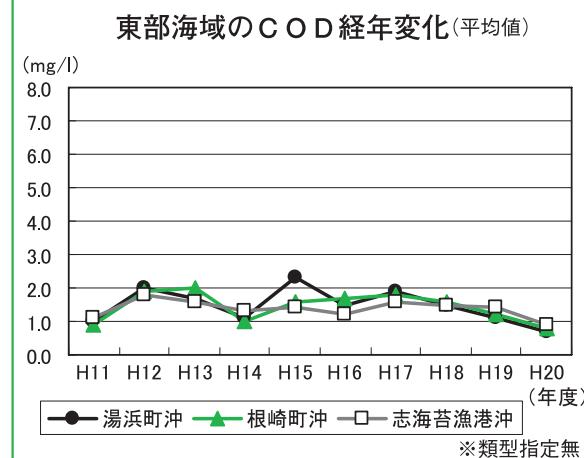
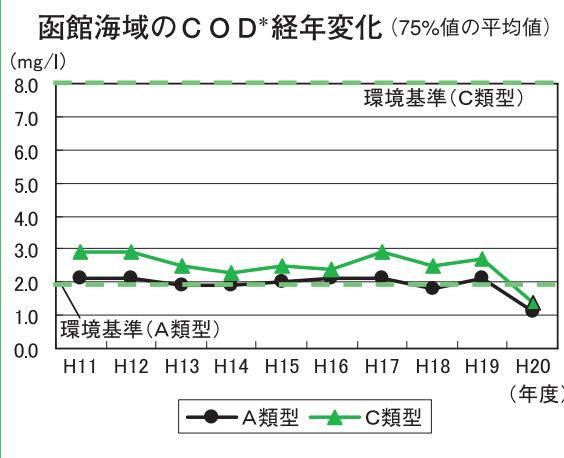


BOD

河川水などの有機的な汚れの程度を表す指標の一つで、水中の汚れを微生物によって分解したときに必要とされる酸素の量をいいます。この値が大きいほど水が汚れていることになります。

生活環境の保全に関する環境基準 河川(湖沼を除く)

類型	基 準 値		備考(利用目的などの目安)
	BOD (mg/l)		
AA	1 以下	1 以下	〈水道1級〉 ろ過などによる簡易な浄水操作により飲用水として使用できる水
A	2 以下	2 以下	〈水道2級〉 沈殿ろ過などによる通常の浄水操作により飲料水として使用できる水 〈水産1級〉 ヤマメ、イワナなどが生息できる水質
B	3 以下	3 以下	〈水道3級〉 前処理などを伴う高度の浄水操作により飲料水として使用できる水 〈水産2級〉 サケ科魚類、アユなどが生息できる水質
C	5 以下	5 以下	〈水産3級〉 コイ、フナなどが生息できる水質



生活環境の保全に関する環境基準 海域

類型	基 準 値		備考(利用目的などの目安)
	COD (mg/l)		
A	2 以下	2 以下	〈水産1級〉 マダイ、ブリ、ワカメなどが生息できる水質
B	3 以下	3 以下	〈水産2級〉 ボラ、ノリなどが生息できる水質
C	8 以下	8 以下	〈環境保全〉 日常生活(沿岸の遊歩などを含む)において不快感を生じない程度の水

水循環

「降水→土壤水→地下水→地表水(湖沼・河川)→海洋」という循環系をいいます。

75%値

BOD、CODについての環境基準の評価に用います。1年間の日間平均値(X個)を順に並べ、小さいほうから(X×0.75)番目の値をいい、この値が環境基準値以下であれば環境基準を達成したことになります。

類型

生活環境の保全に関する環境基準のランクのことで、その水域の利水状況等を勘案して都道府県知事が指定します。河川はAAからEまでの6ランク、海域はABCの3ランクがあります。

COD

海水などの有機的な汚れの程度を表す指標の一つで、水中の汚れを酸化剤(過マンガン酸カリウム)などにより分解したときに必要とされる酸素の量をいいます。この値が大きいほど水が汚れていることになります。

水質調査地点図(平成20年度)



函館海域	
ST-1	41°45'09"N 140°38'47"E
ST-2	41°46'39"N 140°39'47"E
ST-3	41°48'29"N 140°40'47"E
ST-4	41°47'49"N 140°42'32"E
ST-5	41°46'49"N 140°42'47"E
ST-6	41°46'16"N 140°43'11"E
ST-7	41°46'29"N 140°41'49"E

東部海域	
1	湯浜町沖
2	松倉川河口沖
3	根崎町沖
4	志海苔漁港沖
5	汐泊川河口沖
6	小安町地先
7	浜町地先
8	大潤町地先
9	恵山町地先
10	恵山岬町地先
11	木直町地先
12	川汲町地先
13	大船町地先

松倉川水系	
1	松倉川 河口
2	松倉川 松倉橋
3	松倉川 松聖橋
4	松倉川 下鱒川合流前
5	松倉川 三森橋
6	鮫川 湯の浜橋
7	鮫川 湯倉橋
8	湯の川 湯の川橋
9	湯の川 香雪橋
10	湯の沢川 湯の沢橋
11	寅沢川 (松倉川合流前)

常盤川水系	
1	常盤川 臨港橋
2	常盤川 西桔梗第1号橋
3	石川 石川1号橋

蒜沢川	
1	桔梗橋

汐泊川	
1	汐泊川橋

熊別川	
1	新浜中橋

亀田川	
1	大森橋
2	中の橋
3	亀田橋
4	伸山橋
5	ずいき橋

尻岸内川	
1	女那川橋

川汲川	
1	川汲橋

大舟川	
1	大船川橋

休廃止鉱山	
1	石崎宮の川河口
2	寺の川河口

矢尻川水系	
1	矢尻川 矢尻川橋
2	般法華赤井川 赤井橋
3	新治水川 般法華淨水場取水口

新世川(水路)	
1	新世橋

4 騒音・振動

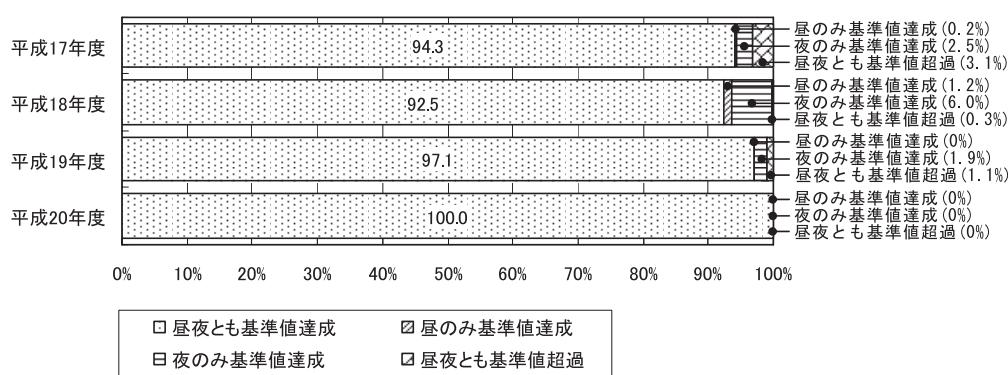
騒音・振動は、「うるさい、耳ざわり」、「ゆれを感じる」など感覚的なものであり、体調や感情などの要素が加わることによって感じ方に個人差があるという特徴があります。

発生源としては、法律や条例による規制対象となっている工場・建設作業・拡声放送のほか、交通騒音や家庭生活などから発生する近隣騒音があります。

自動車騒音については、定められた評価区間で環境基準を達成した戸数を計数するという面的評価により、毎年測定の対象路線・対象区間を変更しながら測定を行っています。

平成17年度からの自動車騒音環境基準達成状況を見ると、対象路線・対象区間は異なりますが、昼夜とも環境基準を達成している割合は92.5%から100%の間で、昼夜とも環境基準を超過している割合は0%から3.1%の間で推移しており、今後も監視を続けるとともに、円滑な交通流を確保することが必要です。

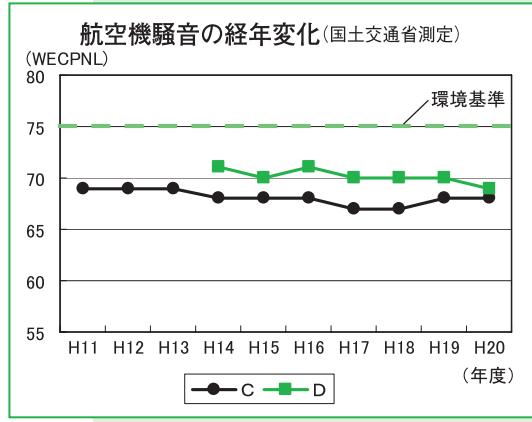
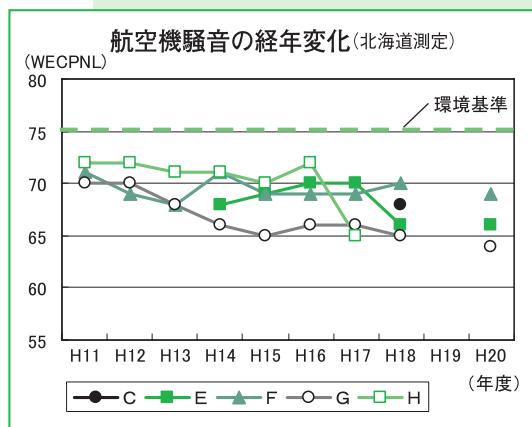
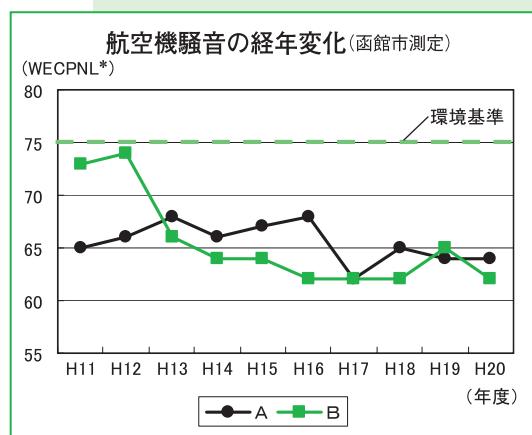
自動車騒音環境基準達成状況



航空機騒音については、市内8地点で調査を行っていますが、全地点で環境基準を達成しているほか、空港周辺では住宅などの防音工事や緑地の造成など、防音対策が進められている状況にあります。

また、公害苦情として騒音は大気汚染に次ぎ多い件数となっていますが、その内容としては工事や建設作業に伴うものの割合が多く、その他にはカラオケや商業宣伝など営業騒音への苦情も寄せられており、今後も規制基準*の遵守が求められます。

さらに市民アンケート調査の結果では、気になる騒音として、自動車などの交通騒音や家庭生活などから発生する近隣騒音などがあげられていることから、自動車運転時や日常生活における騒音への配慮が必要です。



規制基準

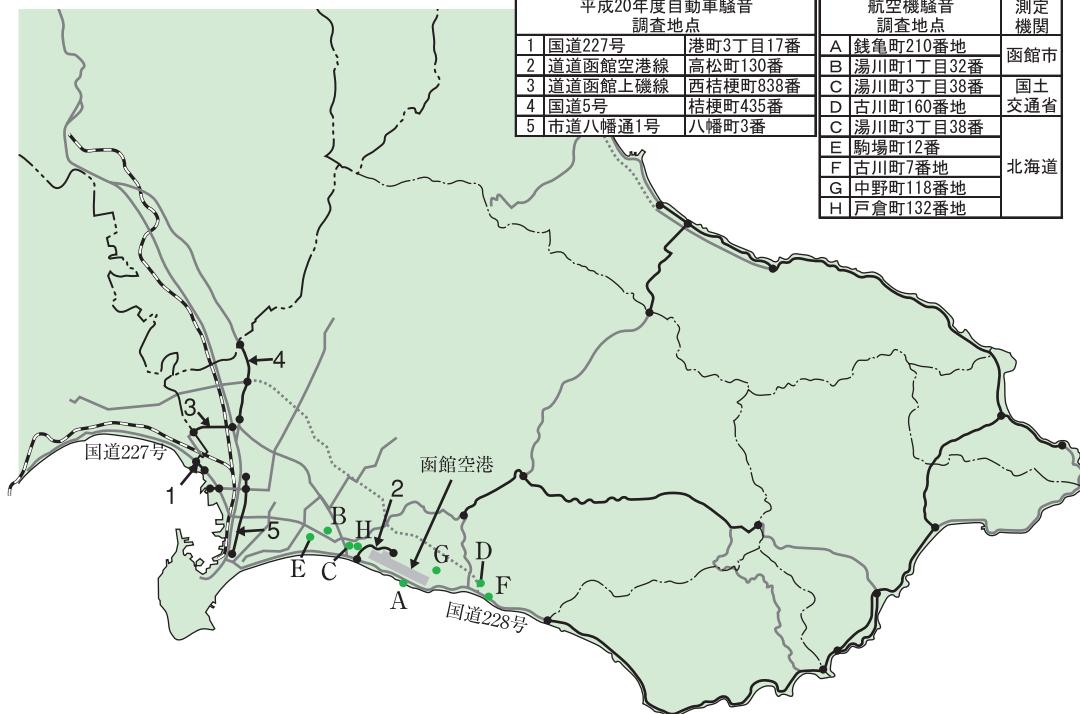
騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などで規制を受ける工場などが守らなければならない基準のことです。また、函館市公害防止条例では拡声機に対しても音量や使用時間についての基準が定められています。

W E C P N L

航空機騒音のうるささを評価する指標で、日本語では「加重等価平均感覚騒音レベル」、「うるささ指数」などと呼ばれています。

騒音測定調査地点

平成20年度自動車騒音 調査地点		航空機騒音 調査地点	測定 機関
1 国道227号	港町3丁目17番	A 錦町210番地	函館市
2 道道函館空港線	高松町130番	B 湯川町1丁目32番	
3 道道函館上機線	西桔梗町838番	C 湯川町3丁目38番	国土 交通省
4 国道5号	桔梗町435番	D 古川町160番地	
5 市道八幡通1号	八幡町3番	E 湯川町3丁目38番	
		F 駒場町12番	北海道
		G 古川町7番地	
		H 中野町118番地	
		I 戸倉町132番地	



5 化学物質

現在、国内では様々な産業活動や日常生活の中で、数万種に上るといわれる多種多様な化学物質が化粧品や医薬品などに利用され、社会に利便を提供しています。

しかし、化学物質の中には、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあり、ダイオキシン類や生殖機能障害などを引き起こす可能性があるといわれている外因性内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)*などによる健康への影響が懸念されています。

ダイオキシン類に対しては、国では「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、大気、土壤、水質および底質*における環境基準の設定や排出削減対策が進められています。

環境ホルモンについては、人や生物の異常との因果関係の解明に向けた調査研究が、国により進められています。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

環境中に存在し、人や野生動物に取り込まれると、体内で分泌されるホルモンの正常な作用を乱し、成長や生殖に悪い影響を及ぼすなど、様々な健康障害や生体影響を起こす可能性のある化学物質のことです。

現在70種類程度確認されており、ビスフェノールA、ノニルフェノールなどがあります。

底質

河川、湖沼、海洋等水環境の水底の表層土や岩盤の上に流域から流入した土砂や側溝からの不溶物が堆積したものと底質といいます。

環境ホルモンについては、人や生物の異常との因果関係の解明に向けた調査研究が、国により進められています。

また、化学物質の中には、人体などへの悪影響の因果関係が不明なものもありますが、潜在的に有害な化学物質の排出量などの適切な管理を図るため、「環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）*」などの取り組みが進められています。

本市でも、有害化学物質*に関する各種情報の収集などに努めるとともに、平成11年度からはダイオキシン類濃度調査を実施していますが、大気、土壌、水質、底質の結果はすべて環境基準を達成しています。

市民アンケート調査の結果では、市や事業者に対して、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの有害化学物質に関する取り組みへの期待が高いことから、有害物質に対する発生抑制などの適切な対応や、情報収集・提供が求められています。

また、化学物質のほか、人体への影響が懸念されている電磁波や、健康被害を及ぼすおそれのある病害虫や放射能*などに関する情報の収集・提供に努めるほか、アスベスト*粉じんの飛散防止対策を進める必要があります。

6 自然

本市は、渡島半島の南東部に位置し、市域北部から東部に連なる山々や、活火山恵山、市民のレクリエーションの場として広く親しまれている函館山などの優れた自然を有し、そこでは様々な動物や貴重な植物を見るることができます。

道南を代表する景勝地である恵山道立自然公園は、標高1,000mを超える横津岳と袴腰岳、津軽海峡に面した恵山を有し、イソツツジをはじめとする60種類以上の様々な高山植物が群生し、四季折々の美しい景観を創り出しています。

ダイオキシン類測定結果(平成20年度)

	大気 (pg-TEQ/m ³)	土壌 (pg-TEQ/g)
中部小学校	0.018	—
椴法華中学校	0.0083	—
亀田中学校	0.019	—
港中学校	—	2.3
あさひ小学校	—	0
七五郎沢廃棄物最終処分場	0.010	0.35 0.72
環境基準	0.6	1,000

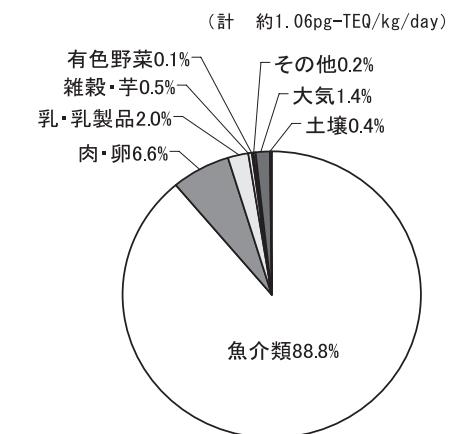
	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
松倉川	0.063	0.24
亀田川	0.065	1.3
環境基準	1	150

* 1 pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム

2 測定値は、ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-四塩化ダイオキシンの量に換算したものです

3 大気の値は年平均値

日本におけるダイオキシン類の1人1日摂取量(平成18年度)



出典：平成21年版環境白書

環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）

環境汚染のおそれのある化学物質の環境中の排出量および廃棄物としての移動量を登録し公表する仕組みで、一般には事業者などの報告を受けて行政がデータを整理し公表することとなります。

有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「化物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などで指定され、取り扱いを規制している物質のことをいいます。

放射能

原子核が放射線を放出して、より安定な原子核へと自発的に崩壊する性質を放射能といいます。放射能と放射線とはよく混同して使われますが、放射能は原子核のもつ性質であり、放射線は放射性原子核から放出される粒子あるいは電磁波のことです。

アスベスト（石綿）

天然に存在する纖維状の鉱物で、耐熱・耐摩耗性、耐腐食性にすぐれているため、吹き付け材や断熱材などの建材などに広く利用されていました。しかし、アスベストの纖維を吸い込むと肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになったことから、大気汚染防止法、労働安全衛生法などにより規制、管理されています。

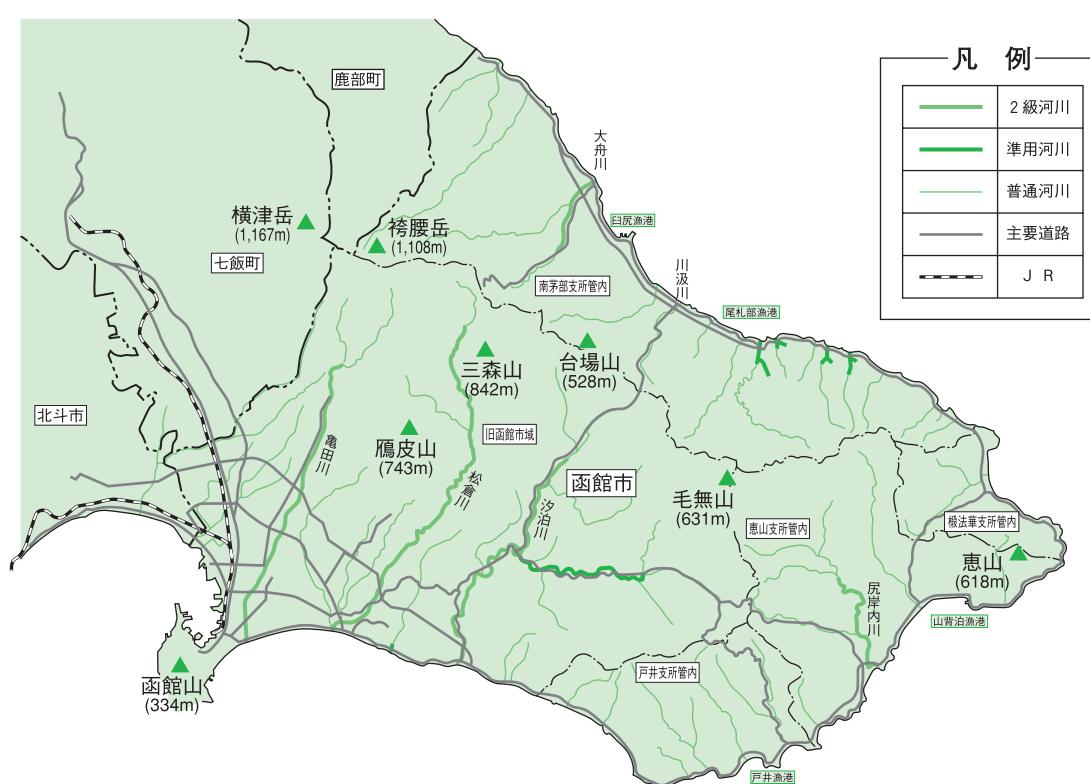
また、函館山では約600種類の植物が見られ、さらに、海峡に突き出た形をしているため、海岸沿いを移動する渡り鳥にとって貴重な目印となっていると同時に、休息地として年間約150種類の野鳥が観測されています。

そのほか、松倉川や亀田川の上流部は、丘陵・山岳地などの樹林地とともに、野生生物の生息・生育環境を支える貴重なビオトープ*を形成しています。

このように本市は豊かな自然を有しておりますが、市民アンケート調査の結果でも、約7割の市民が自然環境に満足している状況ですが、開発に伴う市街地の拡大などによる緑の減少、人の入り込みなどにより、自然や生態系への影響が懸念されるため、今後も、開発の際の生態系への配慮や、野生動植物の各種調査などによる自然状況の把握、情報提供などにより、自然保護に対する意識を高めるとともに、市民や市民団体などが協力・連携して活動が促進されるための体制の整備など、自然との共生に向けた取り組みを進める必要があります。

ビオトープ

Bio（生物）とTope（場所）の合成語で、「生物の生息・生育空間」を意味します。環境を構成する水、大気、土などを含めた生態系を維持している場所として使われています。



7 自然とのふれあいの場

公園・緑地や水辺空間などは、生活の潤いや安らぎの場として、良好で快適な環境を構成する上で重要な役割を果たしています。

都市公園*については、身近な公園としての街区公園*, 近隣公園*, 地区公園*をはじめ、都市基幹公園としての総合公園や運動公園、都市の自然的環境を保全し景観向上を図るための都市緑地など、機能や規模により分けられています。

本市の都市公園は318か所(604.47ha)、都市計画区域における他の公園は4か所(2.91ha)が整備されており、市民1人あたりの整備面積*は、平成20年度末現在で22.53m²と、この10年間で4m²ほど増えていますが、都市公園の大半を函館山緑地が占めることから、市街地の公園は十分とはいえない状況にあり、市民アンケートの調査の結果でも、子供からお年寄りまで快適に憩える公園など、自然とのふれあいの場の創出が求められていることから、引き続き公園などの整備が必要です。

主要な河川については、親水公園*や親水護岸の整備が進められているとともに、港湾緑地や親水プロムナード*が整備されるなど水辺の親水性を高める取り組みが進められています。

快適な環境を守るために、環境学習*の場としての緑化運動や水辺の清掃活動への参加、町会や事業者の連携など、身近な地域での取り組みを進める必要があります。

8 景観

本市は、日本最初の国際貿易港として開港したことにより、様々な文化が流入・融合し、異国情緒漂う、独特の町並みを形成してきました。

景観形成に対する取り組みについては、昭和63年に「西部地区歴史的景観条例」を制定した

都市公園等面積

(単位：か所、ha)

種別・名称	か所数	面積
街区公園	273	28.94
近隣公園	9	17.75
大森公園		3.60
湯川公園		1.72
日吉公園		1.10
旭岡公園		2.00
本通公園		2.10
石川公園		2.50
元町公園		1.03
梁川公園		1.80
西桔梗公園		1.90
地区公園	1	6.40
昭和公園		6.40
総合公園	5	80.69
函館公園		4.79
見晴公園		46.10
市民の森		16.30
白石公園		7.30
すずらんの丘公園		6.20
運動公園	2	21.70
根崎公園		7.70
千代台公園		14.00
歴史公園	1	25.20
五稜郭公園		25.20
広域公園	1	65.10
道南四季の杜公園		65.10
緑地	23	347.49
函館山緑地		326.60
旭岡南緑地		4.70
空港緑地 高松ふれあい広場		1.42
空港緑地 志海苔ふれあい広場		5.21
湯川黒松林		1.40
その他緑地		8.16
緑道	2	3.00
墓園	1	8.20
東山墓園		8.20
都市公園計	318	604.47
その他の公園	4	2.91
計	322	607.38

*平成20年度末現在

都市公園

都市公園法などに基づき計画的に整備が進められている公園であり、良好な都市環境を形成し、災害時の避難地・避難路として機能するほか、スポーツ、文化など多様な需要に応えるためのオープンスペースとして位置付けられています。

街区公園

都市公園の種別の一つで、主として街区内の居住するものが利用に供することを目的とする公園（誘致距離250m）のことをいいます。

近隣公園

都市公園の種別の一つで、主として近隣に居住するものが利用に供することを目的とする公園（誘致距離500m）のことをいいます。

地区公園

都市公園の種別の一つで、主として徒步圏内に居住するものが利用に供することを目的とする公園（誘致距離1km）のことをいいます。

市民1人あたりの整備面積

都市計画区域内の人口1人あたりの都市公園等面積のことを行います。（都市公園等面積÷都市計画区域内人口）

親水公園

河川・湖沼・海浜などの地形を利用して、水と親しめるように配慮・デザインされた公園のことで、河川に沿った遊歩道や滝、水遊びができる場所などを設けています。

親水プロムナード

親水目的の遊歩道などを指します。

環境学習

人間と環境との関わりについての理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるように、環境について学ぶことをいいます。

ことにはじまり、平成5年には町並み基金の設置、平成7年には全市域を対象に良好な都市景観の形成を図る「都市景観条例」を制定し、歴史的景観を形成している地域約120haを「都市景観形成地域」に指定することにより、建築物の高さ、外観の意匠、色彩などの調和を図っています。

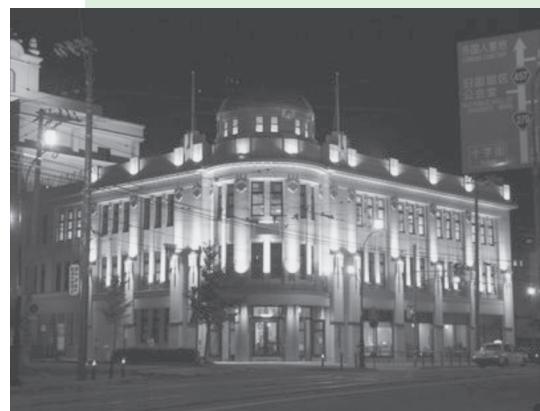
このうち、特に歴史的建造物が集積する約14.5haについては、「文化財保護法」に基づく「伝統的建造物群保存地区」の指定を受けています。

一方、屋外広告物については、良好な景観を形成し、風致の維持を図ることを目的に、平成17年に「屋外広告物条例」を定め、屋外広告物に対する規制・指導を行なっています。

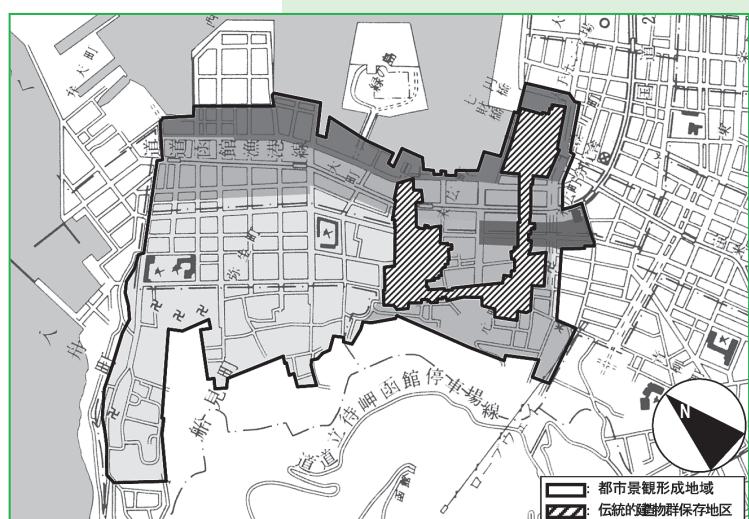
函館山からの眺望景観については、多くの人々に親しまれている景観であることから、「函館市夜景グレードアップ構想」に掲げる「世界一の夜景都市・函館」の実現をめざし、ライトアップの充実による一層の魅力向上や、夜景の省エネルギー化など、景観・環境の高次バランスに取り組んでいます。

また、中心市街地として交通機能や商業、業務機能が集積する函館駅前・大門地区、商業、文化機能が集積する本町・五稜郭地区、温泉街として宿泊施設が集積する湯川地区などにおいては、各地域の特性を生かした個性あるまちづくりが求められています。

このように本市にはすぐれた町並みや景観が多く存在しますが、市民アンケート調査では、ごみのポイ捨てが目につくとの結果が出ており、市民の美化に対する意識やマナーが問われていることから、今後も啓発活動などにより、一人ひとりの意識の向上を図っていく必要があります。



函館市地域交流まちづくりセンターのライトアップ



9 廃棄物

(1) 資源の循環的利用

現代社会においては、大量生産・大量消費・大量廃棄のもとで生活の豊かさを享受してきましたが、近年、地球規模において温暖化や資源の枯渇問題が顕在化していることから、資源を有効に活用し、持続的な発展^{*}を可能にする循環型社会^{*}の実現に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース^{*}）や再使用（リユース^{*}）、再生利用（リサイクル^{*}）などの取り組みが進められています。

本市では、資源化対策として、平成10年度から缶・びん・ペットボトルの分別収集、自転車や家具類のリフォーム^{*}を開始するとともに、平成14年度からは、プラスチック容器包装の分別収集に取り組み、資源の再利用、再生利用の促進に努めているほか、町会や子供会、老人クラブなどによる集団資源回収事業に対し支援を行っています。

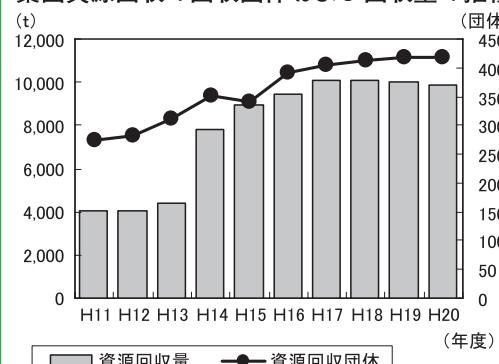
集団資源回収量の実績を見ると、平成18年度から横ばいとなっていますが、市民意識の高まりなどから、リサイクルに関する取り組みが定着してきており、市民アンケート調査の結果においても、分別収集への取り組みに心がけている市民の割合は、100%に近い状況となっています。

一方、廃棄物として処理されているものの中には、まだ循環資源として利用できるものが含まれていることから、今後も資源回収に向けた取り組みを継続して進めるとともに、資源が廃棄されずに有効利用されるような資源循環システムの構築を図ることが必要です。

リサイクル施設における再資源化量(平成20年度)

ごみ分類	回収実績	処理方法
缶(スチール)	661(t)	スチールとアルミに選別、圧縮し、再生資源業者を経て再生利用
缶(アルミ)	533(t)	
びん	3,318(t)	一定の粒度に破碎し、再利用
ペットボトル	1,388(t)	
プラスチック容器包装	3,175(t)	再商品化事業者へ引き渡し再生利用
家具類	106(点)	リサイクルセンター内で軽易な修理を行い、展示期間を設け、希望者に売却
自転車	187(点)	

集団資源回収の回収団体および回収量の推移



持続的な発展

現在の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていくという考え方です。

循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念であり、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、環境をかく乱しないようにする社会のことをいいます。

リデュース

廃棄物の発生抑制のことであり、再使用や修理、廃棄物の発生の少ない商品の購入、コンポストによる生ごみの減量化などがあります。

リユース

使用済みの製品を再使用することをいいます。

リサイクル

回収されたものを原材料として利用するマテリアルリサイクルと、廃棄物の焼却の際に発生する熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクルの2つに分けられます。

リフォーム

作り直したり、修理したりして使うことをいいます。

(2) 廃棄物

日常生活や事業活動から恒常に発生する廃棄物は、一般廃棄物*と産業廃棄物*に区分されます。

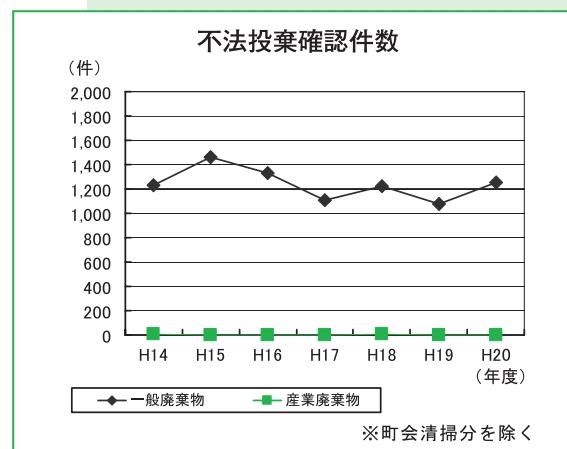
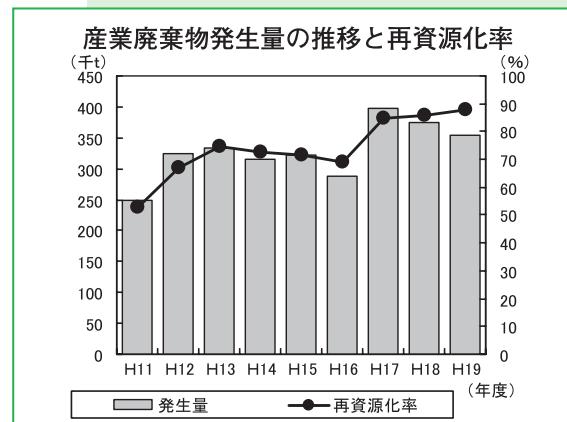
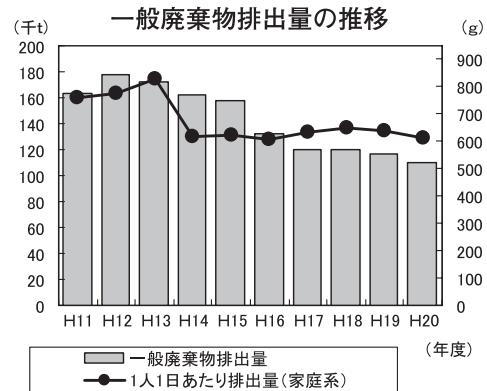
本市の一般廃棄物は、平成12年度をピークに減少傾向にあり、平成20年度の排出量は約11万トンとなっています。このうち、家庭から排出されるものが6万5千トン、事業所から排出されるものが4万5千トンとなっています。

また、家庭ごみにおける1人1日あたりの排出量は620グラムと横ばいにとどまっていることから、ごみの発生抑制や再利用など、今後も積極的に廃棄物の減量化に取り組むことが必要です。

産業廃棄物については、平成17年度をピークに減少傾向にあり、平成19年度では35万3千トンとなっています。そのうち約76%を占める建設廃棄物は、民間の処理施設で粉碎などの中間処理*が行なわれ、がれき類は再生路盤材として、木くずはボイラー燃料などとして利用されているほか、廃油は油水分離後にボイラー燃料として利用されるなど産業廃棄物の約88%が再資源化されています。今後も引き続き再資源化や発生抑制に向けた取り組みを推進するとともに、廃棄物として排出されるものについては、適正処理の徹底が必要です。

不法投棄に対しては、本市ではこれまで、不法投棄監視員を増強し、パトロール体制の強化を図ってきているほか、監視カメラの設置を行うなどの対策を講じてきていますが、不法投棄確認件数は近年横ばいの状況となっており、その内訳については、ほとんどが一般廃棄物となっています。

このため、今後も不法投棄の防止に向け、環境保全意識の向上を図ることが必要です。



一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物であり、具体的には家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法令で定められた20種類のことを行います。(特定の業種に限定されるもの(紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体)、あらゆる事業活動に伴うもの(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、廃油、廃酸、廃アルカリ)、その他(産業廃棄物を処分するために処理したもの))

中間処理

最終処分(埋立処分)または資源利用する前の段階で行う廃棄物の粉碎や脱水などの処理のことを行います。

10 エネルギーの有効利用

(1) エネルギー

電気などのエネルギーは、私たちの生活を豊かにする上で欠かせないものですが、生産から供給・消費の過程で様々な環境への負荷を与えていきます。

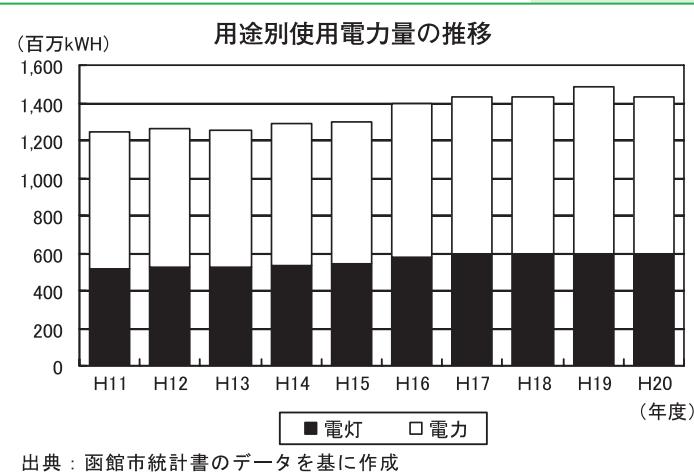
本市における使用電力量の推移を見ると、生活様式の変化や暖房器具などの電化が進んできているということもあり、人口が減少傾向にあるにもかかわらず、業務用、家庭用ともに微増傾向にあります。

また、エネルギーの有効利用については、中央図書館や日乃出クリーンセンター、南部下水終末処理場など、公共施設の一部で太陽光発電や廃棄物発電に取り組んでいるほか、一般の住宅を中心においても、150か所以上で太陽光発電が導入されていますが、まだ広く普及するに至っていない状況です。

このため、エネルギーの利用にあたっては、市民一人ひとりが省エネルギーに心がけるとともに、自然エネルギー^{*}を利用した施設の整備など、資源の有効活用や環境への負荷の軽減に向けた取り組みが必要です。

自然エネルギー

太陽エネルギー、地熱、風力、潮力など自然現象から得られるエネルギーのことです。化石燃料や核エネルギーと異なり、廃棄物による環境汚染の心配のないクリーンエネルギーとされています。

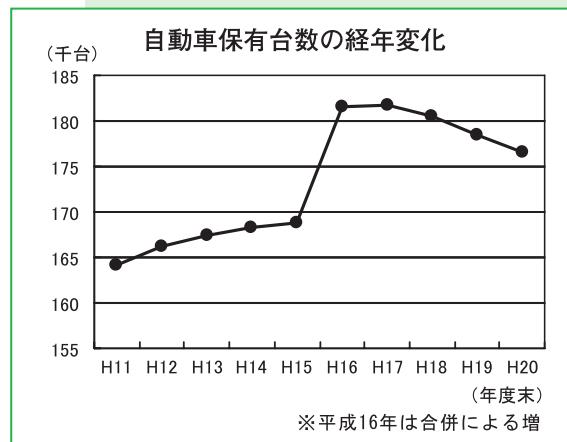
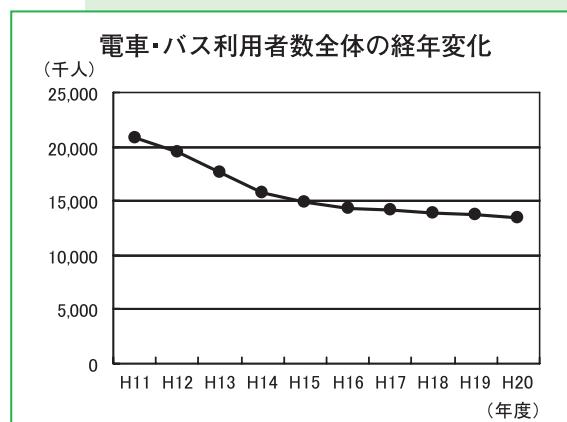
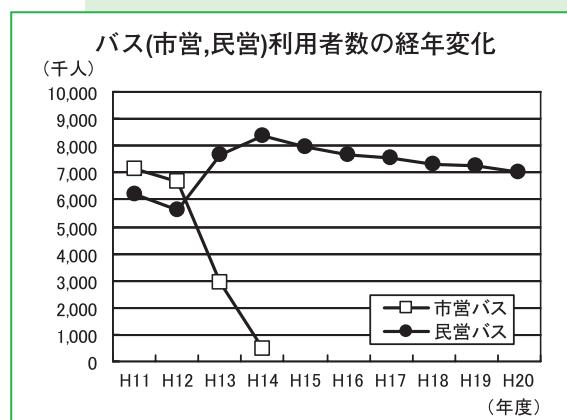
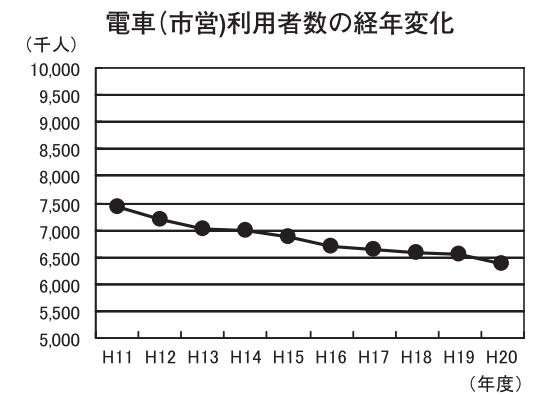


(2) 公共交通

エネルギーの有効利用・地球温暖化防止という観点からは、電車・バスの役割が見直されており、特に、電車は排出ガスのない環境にやさしい交通機関といえます。

一方、市民アンケート調査の結果では、約5割の市民は公共交通が整備されていると感じていますが、市内の電車やバスの利用者数の推移を見ると、自動車保有台数が、平成17年度をピークに減少傾向にある中、公共交通の利用者数についても減少傾向となっています。

このため、今後も引き続き公共交通の利便性を高めるなど、利用の促進に取り組むことが必要です。



出典：グラフはいずれも函館市統計書のデータを基に作成

11

環境教育・意識啓発

今日の環境問題に対しては、一人ひとりが環境問題について正しい知識を持つとともに、環境保全意識を持ち、日常生活や事業活動など身近なところから環境への負荷が少ない社会を築いていく必要があります。

本市の学校教育においては、自然に対する豊かな感性を養い、環境を大切に思う心をはぐくむことを目的として環境教育に取り組んでおり、総合的な学習の時間において、環境関連の副読本を活用した環境問題への取り組みを進めています。また、特別活動として多くの学校で校区内清掃活動や資源回収活動、緑化活動などが行われています。

市民に対しては、街頭キャンペーンや体験イベント、講演会・講座などの開催により意識啓発を図っています。

情報発信に関しては、「環境部ニュース」や広報紙「市政はこだて」、ホームページなどで環境に関する様々な情報を提供しています。また、函館市環境白書の中で、環境や廃棄物処理の現状などを取りまとめているほか、「はこだてエコライフのすすめ」などを作成・配付し、環境保全意識の向上や環境保全行動の促進に努めています。

しかし、市民アンケート調査の結果では、環境基本条例や環境基本計画の認知度は非常に低い状況であるとともに、環境保全意識の向上に向けては、環境教育・環境学習や自発的な取り組み、地域などの活動の中心的役割を果たす人材の育成が重要となることから、更なる環境教育や意識啓発、情報提供の充実が必要です。

小中学校の取り組み状況(平成20年度)

環境教育活動内容	小学校	中学校
校区内清掃	42	25
緑化活動	37	9
自然保護	12	8
資源回収	27	17
その他	8	4

環境基本条例や環境基本計画の認知度
(平成20年度市民アンケート調査)本市の環境施策に関する情報の入手先
(平成20年度市民アンケート調査)

市の広報紙やパンフレット等	72.1%
一般のテレビやラジオ、新聞	61.1%
友人、知人	24.3%
ケーブルテレビ	10.0%
コミュニティFM	8.3%
インターネット	7.5%
その他	3.1%

12 環境保全活動

環境保全のための活動は、市民、市民団体、事業者、市などが一体となって取り組むことが重要です。

本市においては、個人から各種団体まで、活動の規模や内容は多様化しており、レジ袋の有料化や自然観察会など、地域に根ざした環境保全に関わる取り組みが進められています。

地域での取り組みの代表的なものとしては、春と秋のクリーン作戦や大森浜を中心とした海岸清掃などがあり、町会や各種団体の協力のもと、市内全域において、毎回多数の参加により清掃美化活動が実施されています。

また、小中学校における校内や地域での清掃活動、高校生や大学生、事業所、各種団体による道路や海岸、河川敷などの美化活動も行われているほか、毎年開催している「はこだて・エコフェスタ」においては、体験学習コーナーや環境に関する展示コーナー、フリーマーケット*などに多くの市民が参加しています。

市民アンケート調査の結果では、環境保全への心がけとして、「買い物袋の持参」、「ごみの持ち帰り」などに対する心がけは高い傾向にありますが、「環境に関する行事や市民活動への参加」については低い状況となっています。

地球環境を保全するためには、市民一人ひとりの意識の向上と環境保全活動への参加が重要なことから、今後も環境保全活動の継続や拡大をはじめ、各種団体間での連携した取り組みが必要です。

フリーマーケット

公園や駐車場などを会場として、住民が不要な品物を持ち寄り、安い値段で販売することです。リサイクル運動の一つとして本市でも開催されています。

水の再利用

排水を雑用水、水洗トイレ、洗たくなどに再利用することをいいます。

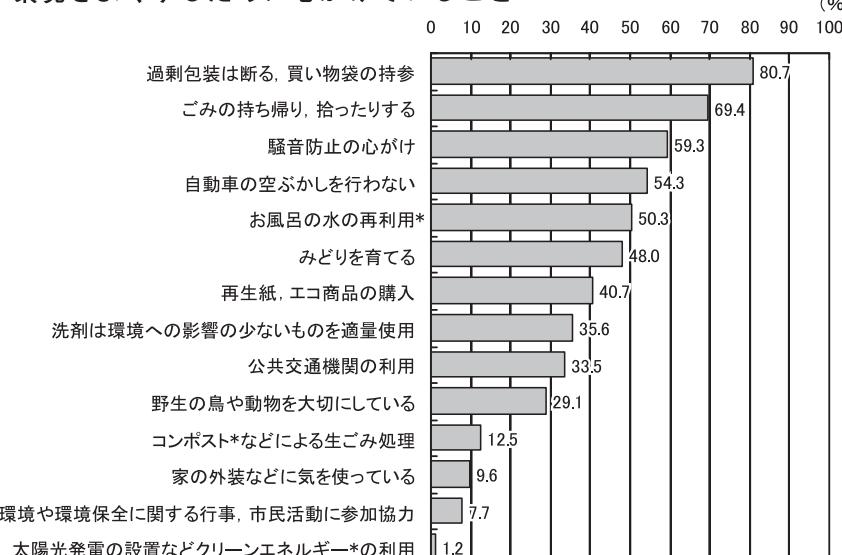
コンポスト

下水汚泥、生ごみ、家畜ふん尿、木屑などの有機物を、微生物により発酵させて堆肥化し、肥料や土壤改良材として再生利用することをいいます。

クリーンエネルギー

有害物質の排出が相対的に少ないエネルギー源を指します。いわゆる自然エネルギーの太陽、地熱などのほか、化石燃料の中では天然ガスもクリーンエネルギーと呼ばれます。

環境をよくするために心がけていること(平成20年度市民アンケート調査) (%)





第3章

函館市が目指す環境像

函館市が目指す環境像

1 目指すべき環境像

本市は、渡島半島の南東部に位置し、三方を海に囲まれた函館山を要として北へ扇形状に広がり、温暖な気候や豊かな自然に恵まれた自然条件のもと、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文化を積極的に取り入れることにより、国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長してきました。

また、陸・海・空の交通の要衝として、さらには南北海道の政治、経済および文化の中心をなす高度な都市機能が集積されたまちとして発展を続け、平成16年には、漁業を基幹産業とする近隣の戸井町、恵山町、樫法華村、南茅部町と合併し、恵山道立自然公園に代表される、より多くの自然を保有するまちとなりました。

一方、経済の発展や都市化の進展により、私たちの生活は豊かで便利になりましたが、資源やエネルギーの大量消費などにより環境へ多くの負荷をもたらし、生活環境や自然環境などの身近な環境のみならず、温暖化など地球全体への環境に深刻な影響を及ぼしています。

私たちは、これまで恵まれた環境の恩恵を受けて生活を営んできましたが、良好な環境を将来に引き継ぐためにも環境の現状を真摯に受け止め、環境への負荷の少ない社会を築いていかなくてはなりません。

のことから、本市に集うすべての人々が、自らの活動と環境との関わりを認識し、協力・連携した環境保全および創造に向けた行動により、澄んだ空のもとで、きれいな海や川、豊かな緑を守り育て、未来に向けて、自然と共生した潤いと安らぎのあるまちを築いていくため、函館市の目指すべき環境像を以下のように定めます。

未来に向かい“人と自然が共生するまち”はこだて

2 基本目標

目指すべき環境像を実現するため、次の6つを基本目標として掲げ、施策を推進します。

- 地球にやさしいまち
- 安心して暮らせるまち
- 豊かな自然と共生するまち
- うるおいと安らぎを感じるまち
- 資源を大切にするまち
- こころと参加でつくるまち

3 具体の方針と施策の柱

基本目標に基づき、私たちが環境の保全および創造に取り組むまでの具体的方針を定め、さらに、行動を推進するための施策の柱を設定します。

環境ネットワーク

各種環境情報の共有化や環境保全活動における連携を指し、パートナーシップの考え方に基づく地域環境保全活動の推進を図る目的でつくりあがるものであります。

施 策 の 体 系

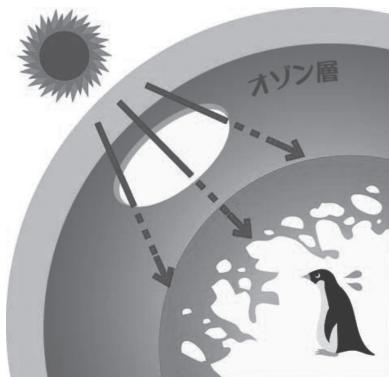
基本目標	具体的方針	施策の柱
地球にやさしいまち	1 地球環境の保全に努めます <input type="checkbox"/> 温暖化の防止 <input type="checkbox"/> 酸性雨への対策 <input type="checkbox"/> オゾン層破壊の防止	<input type="checkbox"/> 森林の保全 <input type="checkbox"/> 海洋汚染の防止 <input type="checkbox"/> 生物多様性の保全
安心して暮らせるまち	2 すがすがしい空気を守ります <input type="checkbox"/> 自動車・交通対策 <input type="checkbox"/> 工場・事業場対策 3 清らかなせせらぎや美しい海を守ります <input type="checkbox"/> 生活排水への対策 <input type="checkbox"/> 事業活動による水質汚濁の防止 4 やすらぎの音環境を守ります <input type="checkbox"/> 自動車・交通による騒音・振動への対策 <input type="checkbox"/> 工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策 <input type="checkbox"/> 近隣騒音への対策 5 安全な暮らしを守ります <input type="checkbox"/> 有害化学物質の発生抑制	<input type="checkbox"/> 大気の監視 <input type="checkbox"/> 悪臭への対策 <input type="checkbox"/> 川や海、地下水の水質の監視 <input type="checkbox"/> 水循環の確保 <input type="checkbox"/> 騒音・振動の監視 <input type="checkbox"/> 化学物質などへの対策
豊かな自然と共生するまち	6 たくさんの生き物が息づく自然を守ります <input type="checkbox"/> 希少な動植物の保護 <input type="checkbox"/> 動植物の生息・生育環境の保全	<input type="checkbox"/> 自然保護意識の向上
うるおいと安らぎを感じるまち	7 水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります <input type="checkbox"/> 緑化の推進 <input type="checkbox"/> 親水空間の創造 8 個性とゆとりある町並みをつくります <input type="checkbox"/> 地域特性を生かした町並みづくり <input type="checkbox"/> 夜景の保全	<input type="checkbox"/> ふれあいの推進 <input type="checkbox"/> 美化の推進
資源を大切にするまち	9 循環型の社会をつくります <input type="checkbox"/> 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 <input type="checkbox"/> 廃棄物の適正処理 10 エネルギーを有効活用します <input type="checkbox"/> 省エネルギーの推進 <input type="checkbox"/> 自然・未利用エネルギーの利用促進	<input type="checkbox"/> 公共交通の利用促進
こころと参加でつくるまち	11 環境保全意識の向上に努めます <input type="checkbox"/> 環境保全に関する人づくりの推進 <input type="checkbox"/> 環境教育・環境学習の充実と普及 12 環境保全活動の輪を広げます <input type="checkbox"/> 環境保全活動の推進 <input type="checkbox"/> 環境ネットワーク*の形成	<input type="checkbox"/> 環境情報の充実と共有 <input type="checkbox"/> 国際協力の推進

基本目標 地球にやさしいまち

1 地球環境の保全に努めます

地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少などの地球環境問題は、日々の生活や事業活動における環境への負荷*が原因とされています。

このため、私たち一人ひとりが自覚を持ち、身近な取り組みを通じて地球環境の保全に努めます。



市の役割

施策の柱

地球温暖化をはじめとする地球環境問題について、率先して配慮行動を実践していくとともに、情報の収集・提供を積極的に行います。

温暖化の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇地球温暖化防止対策を進めます ◇コンパクトなまちづくり*を推進します ◇省資源、廃棄物対策を進めます ◇エネルギー対策を進めます ◇森林の保全・緑化の推進に努めます ◇地球温暖化防止に関する意識啓発を行います
酸性雨への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇大気汚染物質の排出量の削減を図ります ◇酸性雨に関する情報の収集・提供に努めます
オゾン層破壊の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇オゾン層破壊に関する情報の収集・提供に努めます
森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇熱帯材などの使用の減量を推進します ◇森林減少の地球環境への影響の把握などの情報の収集・提供に努めます
海洋汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇海洋汚染に関する情報の収集・提供に努めます ◇日常生活や事業活動における適正な排水処理を促進します ◇油流出事故などへの的確な対応を図ります
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します ◇野生生物に関する情報の収集・提供に努めます

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものです。工場からの排水・排煙、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排出ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

コンパクトなまちづくり

徒歩による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まった都市形態を目指すことです。コンパクトなまちをかたちづくる要素としては、徒歩による移動性の確保、職住近接・建物の混合利用・複合土地利用といった様々な都市機能の混合化、建物の中高層化による都市の高密度化などがあげられ、自動車依存からの脱却や土地利用の効率化などを図ることにより、環境負荷の低い都市の実現が期待されます。

〔環境目標項目〕 地球環境の保全

《客観的データ項目等》

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、二酸化炭素排出量の削減目標を設定します

市民・市民団体の役割

事業者の役割

地球環境問題の重要性を認識し、知識を深めるとともに、環境への負荷を低減するための行動を実践します。	事業活動の様々な場面において、地球環境への負荷の低減に向けた取り組みを行うとともに、事業者自らの配慮行動に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利用など自動車排出ガスの削減に努めます ○省エネルギーや廃棄物の減量などに努めます ○緑の保全と育成に協力します ○意識の向上に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △温室効果ガスの削減に努めます △省資源、省エネルギー型の事業活動に努めます △緑の保全と育成に協力します △意識の向上に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利用など自動車排出ガスの削減に努めます ○酸性雨調査などに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △低公害車*の導入など自動車排出ガスの削減に努めます △工場、事業場からの排出ガスの適正処理を進めます △酸性雨調査などに協力します
<ul style="list-style-type: none"> ○フロン類使用製品を廃棄するときは適正処理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △フロン類使用製品を廃棄するときは適正処理に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル紙などの使用による木材使用の減量に協力します ○古紙回収などに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △建築用資材などの再利用に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における適正な排水処理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △適正な航行や廃棄物処理に努めます △事業活動などにおける適正な排水処理に努めます △適正な施設の維持管理に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します

低公害車

一般に大気汚染物質の排出が少ないなど、環境への負荷が少ない自動車のことを指し、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などがあります。

基本目標 安心して暮らせるまち

2 すぐすがしい空気を守ります

大気汚染の主な発生源には、工場などの固定発生源に起因するものと自動車などの移動発生源に起因するものがあります。

大気汚染に対しては、地球温暖化を防止する観点からも、工場や自動車からの排出ガスなどの排出抑制対策や大気環境を把握するため調査、監視を継続とともに、身近な問題でもある土埃や悪臭の発生防止についても対策を進めます。

また、法令などに基づく規制・基準の遵守に向けた指導や公共交通機関の利用促進などに取り組み、良好な大気環境の確保に努めます。



施策の柱

市の役割

法令などに基づく規制・基準の遵守に向けた指導や、公共交通機関の利用促進などに取り組み、大気汚染の防止を進めます。

自動車・交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇円滑な交通流の確保による排出ガス発生の軽減に努めます ◇低公害車の利用・普及を図ります ◇エコドライブ*の普及を進めます ◇時差通勤、カーシェアリング*などの交通需要の調整の取り組みを推進します ◇公共交通の利便性の向上に努めます ◇自転車走行に配慮した道路整備に努めます ◇緑地帯の整備や道路舗装率の向上に努めます
工場・事業場対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ばい煙の排出基準や粉じんの管理基準などの遵守についての指導を徹底します ◇散水の励行や建設作業への指導など土埃の発生予防対策を推進します
大気の監視	<ul style="list-style-type: none"> ◇大気汚染監視システムの充実を図ります ◇有害大気汚染物質の監視・測定に努めます ◇野焼き*の防止に努めます
悪臭への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇監視・指導の強化に努めます ◇発生源対策を推進します

エコドライブ

省エネルギーで、二酸化炭素や大気汚染物質の排出を削減する運転技術を指します。主な内容としては、アイドリングストップや、加減速の少ない運転、適正なタイヤ空気圧を保つことなどがあげられます。

カーシェアリング

個人が所有するマイカーに対して、複数の人が自動車を共有し使用するという、自動車の新しい所有・使用形態です。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされています。

野焼き

資材置場、個人住宅、建設作業現場、農地、工場などでのごみ焼きのほか、構造基準などに適合しない焼却施設による廃棄物の不適正焼却などをいいます。ダイオキシン類の発生要因となるだけでなく、悪臭苦情の原因にもなります。

〔環境目標項目〕空気の満足度

アンケート調査による評価として、排気ガスなどによる空気の汚れ、臭いや埃、煙などの状況から、空気に対して満足している人の割合80%を目標値とします《平成20年度 78.0%》

《客観的データ項目等》

- ・二酸化硫黄濃度：環境基準値（0.04ppm）以下《平成20年度 0.003ppm》
- ・二酸化窒素濃度：環境基準値（0.06ppm）以下《平成20年度 0.028ppm》
- ・浮遊粒子状物質：環境基準値（0.10mg/m³）以下《平成20年度 0.045mg/m³》

市民・市民団体の役割

事業者の役割

日常生活における活動が大気環境に負荷を与えることを認識し、自動車の利用時などにおいて環境への配慮に努めます。	事業活動に伴い排出される大気汚染物質に関する規制・基準を遵守することはもちろん、エネルギーの効率的な利用などにも留意した事業活動を行います。
<input type="radio"/> ○低公害車の使用に努めます <input type="radio"/> ○エコドライブに努めます <input type="radio"/> ○カーシェアリングなど交通需要の調整の取り組みに協力します <input type="radio"/> ○公共交通機関・自転車などの利用に努めます <input type="radio"/> ○沿道や地域の緑化に努めます <input type="radio"/> ○散水などにより土埃の発生予防に努めます	<input type="triangle"/> △業務用自動車などへの低公害車の導入に努めます <input type="triangle"/> △エコドライブの励行に努めます <input type="triangle"/> △時差通勤など交通需要の調整の取り組みに協力します <input type="triangle"/> △自動車の適正な使用管理に努め、自動車の使用を減らすよう努めます <input type="triangle"/> △公共交通機関の利用に努めます <input type="triangle"/> △沿道や地域の緑化に努めます <input type="triangle"/> △物流の効率化に努めます
	<input type="triangle"/> △法令などによる規制・指導を遵守します <input type="triangle"/> △クリーンエネルギーの利用や省エネなどにより排出ガス削減に努めます <input type="triangle"/> △敷地内の緑化に努めます <input type="triangle"/> △粉じんの発生対策を講じます <input type="triangle"/> △土埃の発生予防対策を講じます
<input type="radio"/> ○大気汚染の調査に協力します <input type="radio"/> ○沿道や地域の緑化に努めます <input type="radio"/> ○野焼きを行わないよう関係法令を遵守します	<input type="triangle"/> △大気汚染の調査に協力します <input type="triangle"/> △野焼きを行わないよう関係法令を遵守します
<input type="radio"/> ○悪臭の発生を予防し、近隣への配慮に努めます	<input type="triangle"/> △法令などによる規制・指導を遵守します <input type="triangle"/> △悪臭の発生を予防し、近隣への配慮に努めます

基本目標 安心して暮らせるまち

3

清らかなせせらぎや美しい海を守ります

水質汚濁の主な原因には、工場などからの排水に起因するものと家庭からの生活排水に起因するものがあります。

このため、工場などからの排水への規制、指導の徹底や、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の設置など生活排水対策を推進するとともに、川や海などの水質の監視を行います。

また、これら水質の保全とともに、生態系に配慮した川づくり*や、水源かん養林の保全、都市施設での雨水利用*などにより、良好な水循環を保全します。

市 の 役 割	
施 策 の 柱	
生活排水への対策	生活排水や事業活動に伴う排水などへの対策を実施するほか、水質の監視に努めます。また、生態系*に配慮した川づくりや、森林保護、都市施設での雨水利用などを進めます。
事業活動による水質汚濁の防止	◇公共下水道を整備し水洗化の普及を図ります ◇合併処理浄化槽*の普及を図ります ◇水質汚濁防止のために啓発を行います
川や海、地下水の水質の監視	◇工場などの排水への規制・監視の徹底を図ります ◇農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理などを促進します
水循環の確保	◇水質の監視体制の充実を図ります ◇有害化学物質などへの対応に努めます

生態系に配慮した川づくり

荒廃渓流における生態系の回復、魚類の良好な生息環境を維持・創出するための産卵場の造成、魚道の整備など、生態系に配慮した川の整備のことです。

雨水利用

屋根または人の出入りが少ない屋上で雨水を集め、雨水タンクに貯留して、トイレの洗浄水、庭木への散水、洗車用水などの雑用水に利用することをいいます。

生態系

ある地域に生息・生育する多様な生物とそれらの生活空間である大気、水、土、太陽エネルギーなどが有機的につながったものをいいます。生物は、生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や微生物）から成り立ち、これらの生物や大気、水、土などとの間でエネルギーや物質が循環しています。

〔環境目標項目〕水の満足度

アンケート調査による評価として、水と接する機会や水のきれいさ、水辺の自然度などの状況から、水に対して満足している人の割合80%を目標値とします《平成20年度 59.4%》

《客観的データ項目等》

- ・BOD（松倉川）：観測地点の環境基準達成率100%《平成20年度 100%（6/6地点）》
- ・BOD（一般河川）：観測地点の水質目標（5mg/l以下）達成率100%《平成20年度 91.3%（21/23地点）》

市民・市民団体の役割

日常生活における排水への配慮に努めるとともに、水辺における環境美化活動に努めます。	事業活動に伴う水質汚濁に関する規制・基準を遵守することはもちろん、敷地内における雨水浸透施設の設置など水循環に配慮した整備に努めます。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道整備地域においては水洗化の普及に協力します ○合併処理浄化槽の設置や適正管理を進めます ○日常生活で水ができるだけ汚さないように努めます ○家庭菜園などの有機肥料の使用や低農薬に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △公共下水道整備地域においては水洗化の普及に協力します △水への負荷の少ない商品を製造・販売します
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> △水源地や河川の保全に配慮します △法令などの規制・指導を遵守します △工事や作業時の水質汚濁防止措置を施します △農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理などに努めます
--	---

○水質の調査に協力します	<ul style="list-style-type: none"> △水質の調査に協力します △排水などの水質検査を実施し、水質の把握に努めます
--------------	---

<ul style="list-style-type: none"> ○水辺の動植物の保全に努めます ○水辺環境の保全活動に参加します ○水辺の環境学習に参加・協力します ○水源かん養林の保護・育成に協力します ○雨水浸透施設の設置に協力します ○水の再利用や雨水の利用など節水に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △水辺の動植物の保全に努めます △生態系に配慮した川づくりに協力します △水辺環境の保全活動に参加します △水辺の環境学習に協力・参加します △水源かん養林の保護・育成に協力します △雨水浸透施設の設置に協力します △事業所での節水や節水型機器の設置に努めます
--	--

合併処理浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活に伴う排水と、し尿を併せて処理する浄化槽のことです。し尿しか処理できない単独処理浄化槽は生活雑排水を未処理のまま河川などに流すことになるため、平成13年から新設できなくなりました。

水源かん養林

森林が持つ洪水緩和作用、渇水緩和作用の二つの機能を維持するためには、山地の水源地帯に保存や造林された森林のことをいいます。

雨水浸透施設

雨水が地表から地中に浸入する現象を雨水浸透といい、雨水の流出量を抑制し、積極的な雨水浸透を図るために設置される、雨水浸透機能を有する施設のことをいいます。主なものとして、浸透ます、浸透管（浸透トレーン）、浸透側溝があります。

基本目標 安心して暮らせるまち

4 やすらぎの音環境を守ります

近年の騒音・振動は、工場、建設作業や自動車などを発生源とするものだけではなく、深夜営業の商店や家庭などから発生する近隣騒音も問題となっており、発生源も多様化してきています。

このため、近隣騒音問題については、市民や事業者一人ひとりのモラルやマナーの向上を目指し、周辺への配慮の重要性について啓発を図ります。

また、工場、建設作業や自動車などを発生源とする騒音・振動については、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。



施策の柱

市 の 役 割

交通騒音、工場や建設作業による騒音・振動、拡声放送やカラオケなどの営業騒音に対して、監視体制の強化を図り、規制基準の遵守を指導します。また、生活騒音に対しては、周辺への配慮の重要性について啓発を図ります。

自動車・交通による騒音・振動への対策

- ◇公共交通機関の利用促進を進め、自動車交通量の低減に努めます
- ◇自転車走行に配慮した道路整備に努めます
- ◇道路の植栽や空港周辺などの緑地帯の整備を進めます

工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策

- ◇工場や事業場、建設現場に対する騒音・振動の規制・指導を徹底します

近隣騒音への対策

- ◇営業騒音に対する指導に努めます
- ◇生活騒音の周辺への配慮についての啓発に努めます

騒音・振動の監視

- ◇監視体制を強化します

〔環境目標項目〕 音の満足度

アンケート調査による評価として、自動車騒音や振動などの状況から、音や振動に対して満足している人の割合80%を目標値とします《平成20年度 70.2%》

《客観的データ項目等》

- ・自動車交通騒音：環境基準達成率100%《平成20年度 100%（面的評価）》

市民・市民団体の役割

事業者の役割

日常生活における周辺への近隣騒音に配慮し、快適に生活できる環境づくりに努めます。	騒音・振動に係る各種規制などを遵守するとともに、建設工事、運輸などにおいて、騒音・振動の低減に努めた事業活動を行います。
○公共交通機関・自転車の利用に努めます	△公共交通機関の利用に努めます △物流などにおける、生活道路の通行は避けるよう努めます
	△法令などの規制・指導を遵守します △低騒音・低振動型機器の利用に努めます △緩衝緑地の設置に努めます
○生活騒音に関して近隣へ配慮します	△法令などの規制・指導を遵守します △営業騒音の周辺への配慮に努めます
○騒音調査などに協力します	△騒音・振動を発生する施設や作業については、その把握に努めます

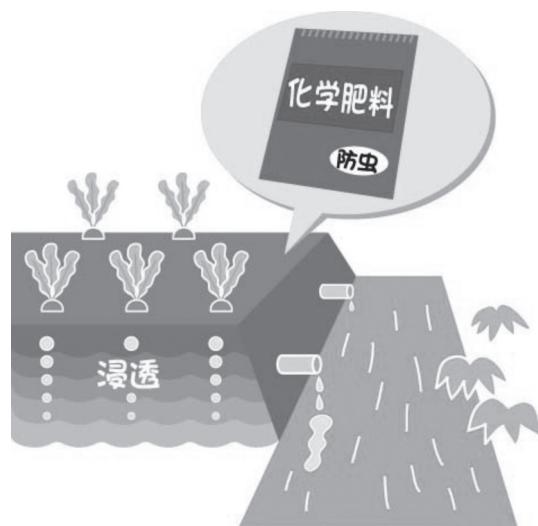
基本目標 安心して暮らせるまち

5 安全な暮らしを守ります

私たちの生活の中には多種多様の化学物質が使用されており、人の生活や社会にとって必要とされる一方、製造や焼却などの過程で、ダイオキシン類などの有害化学物質として意図せずに生成されるものも少なくありません。

また、化学物質の中には、低濃度であっても長期間にわたる蓄積などにより、私たちの健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものもあることから、化学物質による環境汚染の防止対策や情報の収集・提供を図ります。

さらに、健康で安全な暮らしを守るという観点から、人体への影響が懸念されている電磁波や、健康被害を及ぼすおそれのある病害虫や放射能などに関する情報の収集・提供に努めるほか、アスベスト粉じんの飛散防止対策を進めます。

**市 の 役 割****施 策 の 柱**

有害化学物質の発生を抑制するため、廃棄物の適正処理を推進するとともに、化学物質などに関する情報の収集・提供などを推進します。

有害化学物質の発生抑制

- ◇一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理を推進します
- ◇発生施設の適正管理を促進します
- ◇発生施設の改善を指導・支援します
- ◇農薬の適正使用や節減を支援します

化学物質などへの対策

- ◇ダイオキシン類など監視体制を充実します
- ◇環境ホルモンに関する情報収集に努めます
- ◇汚染土壤の適正処理に向け、監視・指導を行います
- ◇化学物質などに関する情報の収集・提供を行います
- ◇電磁波や、健康被害を及ぼすおそれのある病害虫や放射能などに関する情報の収集・提供に努めます
- ◇建築物の解体などの工事における、アスベスト粉じんの飛散防止に関する監視・指導を行います

〔環境目標項目〕ダイオキシン類濃度

《客観的データ項目等》

- ・大気：環境基準値（0.6pg-TEQ/m³）以下《平成20年度 0.019pg-TEQ/m³》
- ・水質：環境基準値（1pg-TEQ/㍑）以下《平成20年度 0.073pg-TEQ/㍑》
- ・底質：環境基準値（150pg-TEQ/g）以下《平成20年度 1.3pg-TEQ/g》
- ・土壤：環境基準値（1,000pg-TEQ/g）以下《平成20年度 2.3pg-TEQ/g》

市民・市民団体の役割

事業者の役割

有害化学物質に対する正しい知識の習得に努め、農薬などの使用については、適切な使用、廃棄を行います。

事業活動において使用される化学物質などについて、その特性を把握し、リスクコミュニケーション*を推進するとともに、より適切な化学物質管理を行います。

- ごみの分別・減量に努めます
- 野焼きを行わないよう関係法令を遵守します
- 家庭菜園では農薬の適正使用に努めます

- △廃棄物の適正処理を行います
- △化学物質の適正管理に努めます
- △施設の適正管理に努めます
- △野焼きを行わないよう関係法令を遵守します
- △農薬の適正使用に努めます

- 化学物質などに関する調査に協力します
- 所有地などの衛生的な管理に努めます
- 化学物質などに関する情報の収集・提供を図ります

- △化学物質などに関する調査に協力します
- △敷地などの衛生的な管理に努めます
- △汚染土壤の適正処理を行います
- △化学物質などに関する情報の公開に努めます
- △化学物質の使用にあたっては、環境に及ぼす影響を考慮します
- △建築物の解体などの工事にあたっては、アスベスト粉じんの飛散防止対策を講じます

リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、市民などのすべての者が共有し、相互に意思疎通を図ることをいいます。

基本目標 豊かな自然と共生するまち

6

たくさんの生き物が息づく 自然を守ります

函館山や恵山、郊外部に広がる丘陵山岳地などの豊かな緑、清流は、多くの動植物が生息・生育している貴重な本市の資源です。

しかしながら、市街地の拡大や、日常生活・事業活動における環境負荷などにより自然が減少し、生き物の生息・生育する場所が失われてきています。

このため、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、市民や市民団体などによる自然環境保全活動の支援や情報の収集・提供を行います。



施策の柱

市 の 役 割

貴重な自然の現状を的確に把握し、法令などに基づく動植物の保護に努めるとともに、近隣市町や北海道などと広域的な連携のもとでの良好な生息・生育環境の保全を推進します。また、自然保護意識の向上を図るために、市民や市民団体などの活動支援や情報の収集・提供を図ります。

希少な動植物の保護

- ◇野生動植物の分布や生態に関する情報の収集・提供を図ります
- ◇法令などに基づく適正な野生動植物の保護を進めます

動植物の生息・生育環境の保全

- ◇法令などに基づく適正な自然環境保全を進めます
- ◇生態系を維持する森林や農地などの保全管理を進めます
- ◇生態系に配慮した川づくりを推進します
- ◇特定外来生物*による生態系などへの影響の防止に努めます
- ◇近隣市町や北海道などと広域的な連携を図ります

自然保護意識の向上

- ◇自然環境保全に関わるイベントなどを推進します
- ◇自然環境保全活動に対する支援を図ります
- ◇自然環境に関する情報の収集・提供を図ります

特定外来生物

国外からの外来動植物のうち、国内に本来生息または生育する生物との性質が異なるため、生態系、人の生命や身体、農林水産業への被害を及ぼすものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」で定められた生物のことをいいます。

〔環境目標項目〕自然環境の満足度

アンケート調査による評価として、野生動物を見かける機会などの状況から、自然環境に対して満足している人の割合80%を目標値とします《平成20年度 74.3%》

市民・市民団体の役割

事業者の役割

本市の豊かな自然環境は、市民にとっても、多くの生き物にとっても貴重な財産です。このため、自然とのふれあいを通して、自然のしくみや機能を理解しながら、自然環境の保全活動に参加します。

事業活動に伴う地域への環境負荷を低減させ、自然環境の保全に努めるとともに、地域の自然環境保全活動に協力します。

- 動植物の調査に協力します
- 動植物を捕獲や盗掘から守ります

- △動植物の調査に協力します
- △動植物を捕獲や盗掘から守ります

- 自然環境の監視活動に参加・協力します
- 動植物の生息・生育環境の保全に努めます
- 河畔林*の造成などに参加・協力します
- 自然林の再生・回復活動に参加・協力します
- 生き物を大切にする心を育てます
- 外来動植物*やペットを適正に管理します

- △自然環境の監視活動に参加・協力します
- △動植物の生息・生育環境の保全に努めます
- △生態系に配慮した川づくりに協力します
- △開発や土地利用に関しては、自然環境に配慮します

- 家庭での自然とのふれあいや遊びの機会を確保します
- 自然観察会などへ参加します
- 自然環境に関する情報の収集・提供を図ります

- △自然環境保全に関わるイベントなどに参加・協力します
- △自然環境保全活動の実施や活動を支援します
- △自然環境に関する情報の収集・提供を図ります

河畔林

河川沿いの林のことであり、河川の生態系が安定して存在するために重要な役割を果たしています。河川に葉や枝を落とし、河川の中の水生昆虫や魚類などに有機物を供給とともに、日光を遮り、河川の温度上昇を防ぎます。

外来動植物

外来種といわれる動植物を指します。「外来種」とは、国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種のことをいいます。

基本目標 うるおいと安らぎを感じるまち

7

水と緑とのふれあいのある 生活空間をつくります

水辺と緑は、潤いや安らぎを市民生活に与えるとともに、地球温暖化防止の観点からもその重要度は高まっています。

このため、公園や公共空間など、都市における緑化を進めるとともに、河川環境の整備や港の親水空間の整備など、潤いある水とのふれあいの場をつくります。

また、これらの空間づくりや維持管理への市民参加、環境学習の場所としての活用などを積極的に図ります。



施策の柱

市の役割

公園や公共空間などの緑化を進めるとともに、河川環境の整備や港の親水空間の整備など親しみある水辺の創出を図ります。また、環境学習や緑化活動、水辺の美化活動、地域でのふれあい空間の維持管理などに対する支援を行います。

緑化の推進

- ◇公園や公共空間などの緑化を推進します
- ◇街路樹の整備を進めます
- ◇保存樹木*や保存樹林*の管理に助成を行います

親水空間の創造

- ◇河岸や海辺などにおいて水と親しむ空間の整備を進めます
- ◇水辺の美化を推進します

ふれあいの推進

- ◇市民の緑化活動を支援します
- ◇農業体験施設などのふれあいの場を創出・提供します
- ◇水辺の環境学習を推進します

保存樹木、保存樹林

緑豊かな環境の確保と美観風致を維持するため、「函館市緑化条例」に基づき、一定の基準に該当する樹木、樹林について指定するもので、維持費用の一部が助成されます。

〔環境目標項目〕公園や広場が十分と感じる人の割合

アンケート調査による評価として、身近な場所での公園や広場などの安らぎの場所が多いと感じる人の割合80%を目標値とします《平成20年度 56.7%》

《客観的データ項目等》

- ・都市公園等の整備目標：市民1人あたりの都市公園面積 24m²/人（目標年次 平成27年）
《平成20年度末 22.53m²/人》

市民・市民団体の役割

事業者の役割

公園や街路樹などの整備や維持管理に協力とともに、庭の緑化や樹木の保全など、身近な緑の保全と創造を積極的に行います	敷地内の緑化に努めるとともに、地域における緑化活動や水辺の美化に参加・協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○公園や街路の緑化に自主的に参加・協力します ○花壇づくりなどに努めます ○保存指定された樹木や樹林の維持管理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △公園や街路の緑化に参加・協力します △敷地内の緑化を進めます △保存指定された樹木や樹林の維持管理に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○水と親しむ空間づくりに参加・協力します ○水辺の散策路や休憩施設の美化や維持管理に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △水と親しむ空間づくりに参加・協力します △水辺の散策路や休憩施設の美化や維持管理に協力します
<ul style="list-style-type: none"> ○緑化活動に参加・協力します ○農業体験施設などのふれあいの場を積極的に活用します ○水辺の環境学習に参加・協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △市民の緑化活動を支援します △緑化活動に参加・協力します △水辺の環境学習に参加・協力します

基本目標 うるおいと安らぎを感じるまち

8 個性とゆとりある町並みをつくります

本市は、多くの歴史的文化的遺産やウォーターフロント地域を有する西部地区をはじめ、五稜郭や湯の川温泉など、特色ある町並みや歴史ある美しい景観を有しています。

また、全国でも有数の水産都市として、海岸線に沿って住居が連なる特有の町並みが形成されています。

これらの歴史文化資源は、観光客などの目を楽しませるだけではなく、市民の潤いある生活を彩る貴重な環境資源でもあります。

こうしたことから、ごみの散乱防止など環境美化に対する取り組みの強化や、本市の重要な観光資源である夜景については、ライトアップ時における省エネルギー化や自然エネルギーの利用など、環境に配慮しつつ、各地域の特性を生かし人と人が行き交う町並みづくりを推進します。

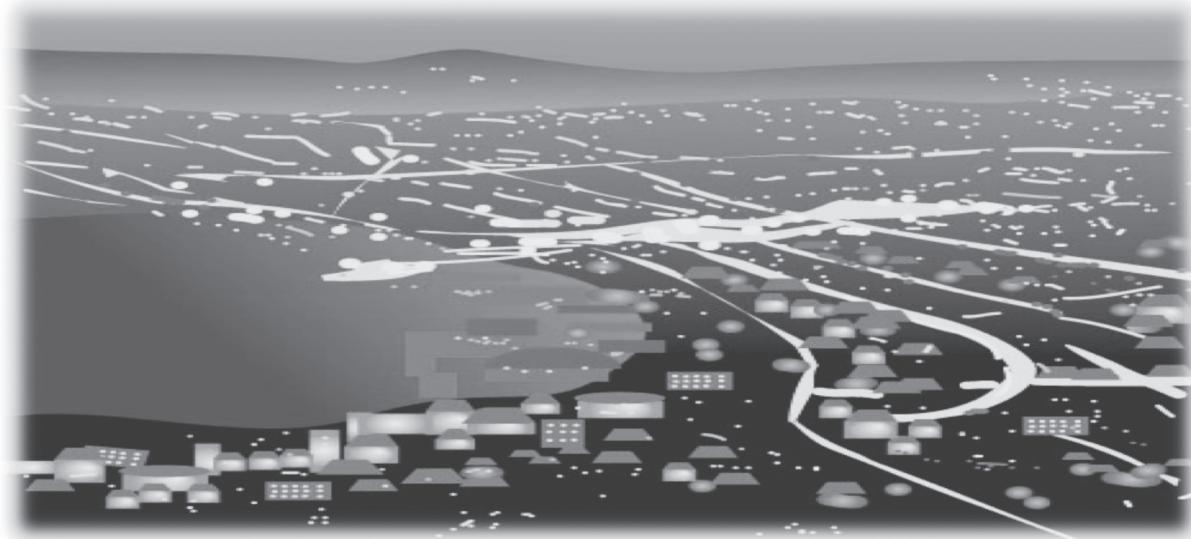
市 の 役 割	
施 策 の 柱	
	地域の特性を踏まえ、景観形成にも配慮した町並みづくりを推進します。また、環境の美化に対する意識啓発や地域での取り組みに対する支援を図ります。
地域特性を生かした 町並みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇歴史的文化的建造物の保全に努めます ◇都市景観形成地域*をはじめとして、地域特性に配慮した町並みづくりを進めます ◇公共施設整備にあたっては、都市景観形成の先導的な役割を果たすよう努めます ◇屋外広告物に関する規制・指導を行います ◇町並みづくりの意識向上を図ります
夜景の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇眺望地点としての函館山や扇形の地形的特性を保全します ◇建物のライトアップの省エネルギー化などにより、環境に配慮した夜景の創造に努めます
美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りなど環境美化の取り組みを強化します ◇清掃活動の呼びかけや活動を支援します ◇適切な除排雪を行います

都市景観形成地域

函館らしい景観を形づくっている地域や都市景観形成のため計画的に整備していく必要がある地域など、函館市都市景観条例に基づき指定される地域のことです。都市景観形成地域に指定されることにより、当該地域には、建築物の高さ、外観の意匠、色彩などの景観形成基準が設定されます。

〔環境目標項目〕快適な町並みと感じる人の割合

アンケート調査による評価として、ごみの散乱状況や景観などに対して、快適な町並みが多いと感じる人の割合80%を目標値とします《平成20年度 51.5%》



市民・市民団体の役割

事業者の役割

地域の美化活動に積極的に参加するとともに、歴史的建造物の保存・活用など美しい町並みづくりに協力します。

地域の美化活動に積極的に参加するとともに、文化的遺産や歴史的建造物などとの調和に配慮し、魅力ある都市景観づくりに協力します。

- 歴史的文化的建造物の保全に協力します
- 地域特性に配慮した町並みづくりに協力します
- 景観形成に協力します

- △歴史的文化的建造物の保全に協力します
- △地域特性に配慮した町並みづくりに協力します
- △景観形成に協力します

- 函館山の環境保全に協力します
- 街灯などの省エネルギー化や自然エネルギーの導入など、環境に配慮した夜景の創造に努めます

- △函館山の環境保全に協力します
- △建物のライトアップなどの省エネルギー化や自然エネルギーの導入など、環境に配慮した夜景の創造に努めます

- ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りを実践します
- 清掃活動に参加・協力します
- 所有地における雑草などの適正管理に努めます
- 周囲に配慮した除雪に努めます

- △ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りを実践します
- △清掃活動に参加・協力します
- △研修の実施など美化意識の高揚に努めます
- △周囲に配慮した除雪に努めます

基本目標 資源を大切にするまち

9 循環型の社会をつくります

これまでの私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムに支えられていましたが、廃棄物の問題を解決するためには、消費型社会から循環型社会への転換に向けて、ライフスタイルを見直していく必要があります。

循環型社会の構築は、廃棄物の減量や資源の有効利用の問題にとどまらず、大気、水、土壌などへの環境負荷を軽減します。

このため、3R^{*}の考え方のもと、廃棄物の発生を可能な限り抑制し、再使用や再資源化を促進するための取り組みを市民・市民団体・事業者などと協働して推進します。



市の役割

施策の柱

廃棄物の適正処理を進めるとともに、ごみの分別の徹底や資源回収活動の推進により、廃棄物の発生を抑制するとともに、資源循環システムの拡充に努めます

3R

(リデュース・リユース・リサイクル)
の推進

- ◇3R運動を推進します
- ◇資源の集団回収^{*}を支援します
- ◇資源循環型のごみ処理システムを検討します
- ◇市民意識の啓発に努めます
- ◇各種リサイクル法^{*}の周知啓発に努めます
- ◇グリーン購入^{*}を推進します

廃棄物の適正処理

- ◇廃棄物の適正処理を推進します
- ◇適正なごみの分別に関する周知の徹底に努めます
- ◇不法投棄の防止に努めます
- ◇海岸漂着物への的確な対応を図ります

3R

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことをいいます。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取って呼ばれています。

資源の集団回収

町会、自治会、老人クラブ、子ども会などのグループが中心となり、日時・場所を決め、古紙、空き缶、空きびん、布類などの再生資源をまとめて回収業者に売り渡すことをいいます。

各種リサイクル法

資源、廃棄物などの分別回収・再資源化・再利用について定めた法律です。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法があります。

〔環境目標項目〕分別収集への取り組みに心がけている人の割合

アンケート調査による評価として、資源ごみの分別収集や再利用に心がけている人の割合100%を目指値とします《平成20年度 97.3%》

《客観的データ項目等》

- ・一般廃棄物処理基本計画における一般廃棄物排出量の減量目標：対平成17年度見込比11.7%以上減（目標年次 平成27年度）《平成20年度 8.9%減》

市民・市民団体の役割

事業者の役割

循環型社会の実現に向けて、ライフスタイルの見直しに努めます。

3R運動による資源の循環的利用を図り、廃棄物の発生抑制に向けた取り組みを進めるとともに、環境に配慮した製品の開発、製造、販売に努めます。

- 必要なものだけを購入し、ごみの発生抑制に努めます
- 再使用や修理ができるような製品を購入します
- マイバッグ*の持参や容器・包装の少ない製品を購入します
- 食材の使い切りや生ごみの水切りなど減量化に努めます
- 資源の集団回収に協力します
- コンポストなどにより、生ごみの資源化や減量化に努めます
- フリーマーケットなどのリサイクルシステムを活用します
- グリーン購入に努めます

- △容器・包装の少ない製品や再利用可能な製品の製造・販売に努めます
- △製造過程で発生する廃棄物の減量化、再生利用に努めます
- △修理に関する窓口などの設置に努めます
- △リサイクル技術の調査研究に努めます
- △製造したものの回収・リサイクルに努めます
- △リサイクルシステムに協力します
- △製品などの廃棄時における配慮事項など、適切な情報提供に努めます
- △エコマーク商品*など、環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めます
- △原材料への再生資源*などの使用に努めます

- 適正なごみの分別と排出マナーの向上に努めます
- 不法投棄などは行わないよう関係法令を遵守します

- △適正な廃棄物の分別を行います
- △廃棄物の適正な保管・運搬・処理に努めます
- △不法投棄などは行わないよう関係法令を遵守します

グリーン購入

エコマーク商品など環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入することをいいます。

マイバッグ

買い物の時にレジ袋をもらわなくて済むよう持参した袋やバッグのことをいい、エコバッグともいいます。ごみの減量化につながります。

エコマーク商品

エコマークとは、環境保全に役立つものとして認定を受けた商品に付けられるマークで、財団法人日本環境協会が、平成元年から環境意識を高めることを目的に、エコマーク事業として開始したものです。古紙再生利用の紙製品や、廃木材再生品などが対象商品となっています。

再生資源

古紙、ガラス片、スチール缶、アルミ缶などがあげられます。

基本目標 資源を大切にするまち

10 エネルギーを有効活用します

日常生活や事業活動に伴う電気、ガス、石油などの使用によるエネルギー消費は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の増大を招くなど、環境に負荷を与えていたるほか、化石資源の枯渇が懸念されています。

このため、省エネルギーへの取り組みを推進とともに、太陽光、風力などの自然エネルギー・未利用エネルギー^{*}の積極的な活用や、エネルギー効率の高い公共交通機関の利用促進などにより、エネルギーの有効な利活用を進めます。



施策の柱

市の役割

エネルギーの効率的な利用を図るために、省エネルギー化や、自然・未利用エネルギーの有効活用、公共交通機関の利用を促進します。

省エネルギーの推進

- ◇省エネルギーの意識啓発を行います
- ◇省エネルギー型製品の製造・販売・購入を奨励します
- ◇公共施設などにおける省エネルギー化を推進します
- ◇エネルギー効率の良い建築物^{*}の建設を推進します
- ◇物流の効率化を促進します
- ◇エコドライブの普及を進めます

自然・未利用エネルギーの利用促進

- ◇公共施設での自然エネルギーの利用を推進します
- ◇コージェネレーションシステム^{*}の導入を促進します
- ◇未利用エネルギーの有効利用を図ります

公共交通の利用促進

- ◇公共交通機関の利用促進を図ります
- ◇公共交通の利便性の向上を図ります

未利用エネルギー

ごみ焼却施設やビル・工場の排熱、下水熱などのリサイクルエネルギーと、河川水・海水・地下水などの温度差エネルギーの総称です。

エネルギー効率の良い建築物

壁や床、天井、屋根、窓に適切な断熱・気密化を施すほか、ひさしやブラインド、植栽などで日差しを遮ったり、風通しを良くすることで、エネルギー消費の削減を図った建築物のことです。

コージェネレーションシステム

発電時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムです。オフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などで導入されています。

〔環境目標項目〕エネルギーの有効活用

アンケート調査による評価として、節電への取り組みに心がけている人の割合100%を目標値とします《平成20年度 90.8%》

《客観的データ項目等》

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、二酸化炭素排出量の削減目標を設定します（再掲）

市民・市民団体の役割

一人ひとりがエネルギー資源の重要性を認識し、家庭などにおいてエネルギーの有効利用に取り組みます。

- 節電など身近な省エネルギーに取り組みます
- 省エネルギー型製品の購入に努めます
- 冷暖房の設定温度に配慮します
- 住宅の断熱化に努めます
- エコドライブに努めます

- ソーラーシステム*など、自然エネルギーの利用に努めます

- 公共交通機関の利用に努めます

事業者の役割

事業活動において消費するエネルギーの低減に努めるとともに、省エネルギー型製品の開発、製造、販売に努めます。

- △事業所における節電など省エネルギーに取り組みます
- △省エネルギー型製品の製造・販売・購入に努めます
- △エネルギー効率の良い建築物の建設に努めます
- △物流の効率化に努めます
- △エコドライブの励行に努めます

- △ソーラーシステムなど、自然エネルギーの利用に努めます
- △コーポレーティブシステムの導入に努めます
- △未利用エネルギーの有効利用に努めます

- △公共交通機関の利用に努めます

ソーラーシステム

太陽熱を利用して暖房や温水を供給するシステムのことといいます。

基本目標 こころと参加でつくるまち

11 環境保全意識の向上に努めます

かけがえのない地域の環境や地球環境を良好な状態で将来の世代に引き継ぐため、市民一人ひとりが、私たちを取り巻く環境に対して正しい認識と知識を持ち、環境に対するやさしさや環境保全活動に対する意識を高めていくことが重要です。

このため、環境保全に取り組む上で中心となる人材の育成、家庭や学校、地域などにおける環境教育や環境学習の推進、環境に関する情報の収集や提供などの充実により、環境保全意識の向上を図ります。

**施策の柱****市の役割**

人材の育成や環境保全活動に対する意識の高揚などを図るほか、環境情報の収集や提供を行います。

**環境保全に関する人づくりの
推進**

- ◇高等教育機関との連携などにより、環境保全活動の中心となる人材育成を図ります
- ◇環境問題や環境保全活動に関する講座や研修会の開催の充実を図ります

環境教育・環境学習の充実と普及

- ◇学校における環境教育を充実します
- ◇町会や市民団体などによる環境教育・環境学習の活動を支援します
- ◇生涯学習の一環としての環境学習を推進します

環境情報の充実と共有

- ◇環境モニター制度*を推進します
- ◇函館市環境基本計画などに関する広報活動を行います
- ◇函館市環境白書などにより環境情報の提供を行います

環境モニター制度

環境に関する各種アンケート調査への協力や、意見、要望、取り組み事例などの報告を受け、これらを施策に反映するための本市の制度です。



環境ふれあい教室



こどもエコクラブ体験学習会

市民・市民団体の役割

家庭や地域での環境教育に取り組むとともに、様々な機関により開催される環境講座や研修会に積極的に参加します。

- 講座や研修会に参加します
- 環境保全意識の普及に努めます

○家庭や地域での環境教育に取り組みます
○町会などによる環境教育・環境学習活動の充実を図ります

- 環境モニター制度に参加・協力します
- 環境に関する情報を有効に活用します
- 環境に関する情報の収集と提供に協力します

事業者の役割

従業員に対する環境教育に取り組むとともに、町会などの環境教育・環境学習に参加・協力します。

- △環境保全活動の中心となる人材育成に努めます

△環境教育に取り組みます
△町会などの環境教育・環境学習に参加・協力します

- △環境モニター制度に協力します
- △環境に関する情報を有効に活用します
- △環境に関する情報の収集と提供に協力します

基本目標 こころと参加でつくるまち

12 環境保全活動の輪を広げます

複雑化、多様化する環境問題の解決にあたっては、すべての人々が、自分の責務を認識し、自主的に環境保全活動に取り組む必要があります。

環境保全活動の効果を大きく実らせるためには、一人ひとりの活動から団体や地域の活動へ、そして地球規模の活動へと、より大きな取り組みへ広げていくことが重要です。

このため、市は率先して環境保全に取り組むとともに、市民や市民団体、事業者などによる活動を支援します。

また、市民・市民団体・事業者・市などが協働して環境保全活動に取り組むとともに、広域的な問題に対しては、近隣市町や関係機関と協力・連携します。

地球環境問題に対しては、国際会議の開催や情報発信、人材交流などを通じた国際協力に努めます。

**施策の柱****市の役割**

率先して環境保全活動を実践するとともに、市民や市民団体、事業者などの活動を支援します。

環境保全活動の推進

- ◇ 地球にやさしいライフスタイルの提案・普及啓発を進めます
- ◇ 市民と協働した環境保全を推進します
- ◇ NPO*などの市民団体活動を支援します

環境ネットワークの形成

- ◇ 市民・市民団体・事業者・市などによる環境ネットワークの形成を図ります
- ◇ 環境ネットワークを活用した環境保全活動に取り組みます
- ◇ 近隣市町との連携を確保し、環境保全施策の強化を図ります

国際協力の推進

- ◇ 環境情報を発信します
- ◇ 環境をテーマとした国際会議などの開催を促進します
- ◇ 技術者の派遣や受け入れなど人的な交流や情報交換を推進します

NPO

活動理念や目的に賛同・共鳴する人たちが集い、利潤にとらわれない、きめ細かな活動をしている非営利組織です。



環境サミット2008 in 函館



ボランティア清掃

市民・市民団体の役割**事業者の役割**

日常における環境配慮行動を実践していくとともに、地域などにおける環境保全活動に参加します。

事業活動に伴う環境への負荷を低減するとともに、NPOなどの市民団体活動へ参加し、地域における環境保全活動に協力します。

- 環境にやさしいライフスタイルに努めます
- 環境保全活動に自主的に取り組みます
- NPOなどの市民団体活動へ参加します

- △環境にやさしいライフスタイルを推進します
- △環境保全活動に積極的に参加します
- △NPOなどの市民団体活動へ参加します

- 環境ネットワークの形成に参加・協力します
- 環境ネットワークを活用した環境保全活動に参加します

- △環境ネットワークの形成に参加・協力します
- △環境ネットワークを活用した環境保全活動に参加します

- 函館の環境情報を発信します
- 国際会議やイベントへ積極的に参加します
- 研修生の受け入れなどに協力します

- △環境に関する取り組みを発信します
- △国際会議やイベントへ積極的に参加します
- △人材交流や技術交流を推進します
- △国内外の環境保全団体へ支援を行います

4 ゾーン別の環境配慮指針

本市は、渡島半島の南東部に位置するとともに、津軽海峡と太平洋に面し、市街地は南西部の函館山を要に扇形に広がり、南北海道の政治、経済および文化の中心として発展してきましたが、平成16年に、戸井町、恵山町、樫法華村、南茅部町と合併し、それまでの約2倍の広大な面積を有するとともに、歴史、文化、産業、自然、都市機能などにおいて、多種多様の地域特性を有する市になりました。

これらの地域における環境づくりや、地球環境保全に向けた行動の推進にあたっては、地域の社会特性や自然特性はもちろん、それぞれの地域で日々行われている日常生活や事業活動の特性にも着目し、市全体としての環境保全行動を展開していくことが重要です。

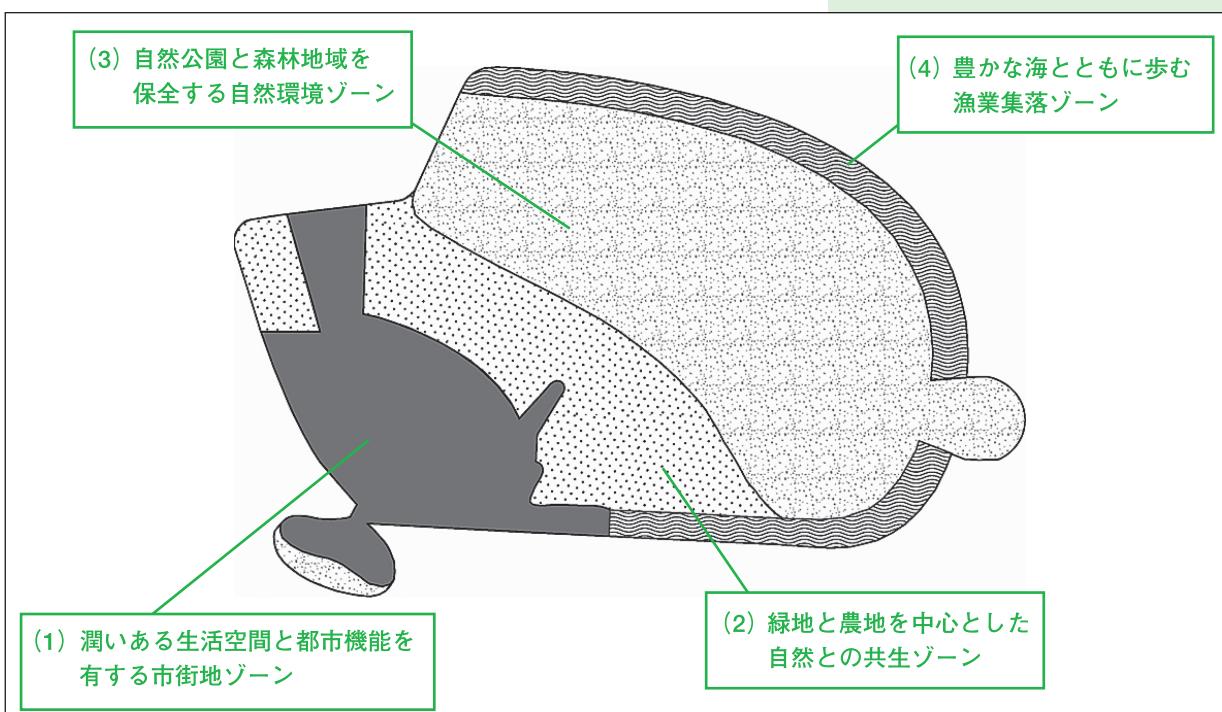
このため、函館市総合計画に準じた4つのゾーンにおいて、各ゾーンにおける特性を取りまとめ、ゾーン別の環境配慮指針*を示します。

- (1) 潤いある生活空間と都市機能を有する市街地ゾーン
- (2) 緑地と農地を中心とした自然との共生ゾーン
- (3) 自然公園と森林地域を保全する自然環境ゾーン
- (4) 豊かな海とともに歩む漁業集落ゾーン

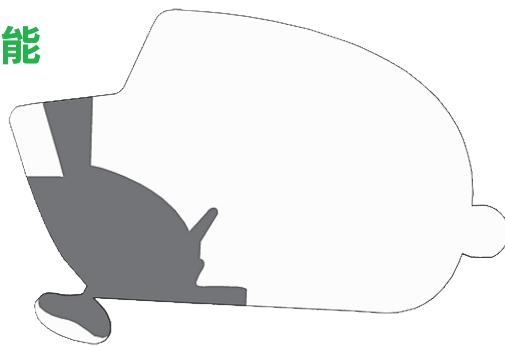


環境配慮指針

環境の保全や創造に取り組む上で、配慮すべき基本的な内容や方針のことです。



(1) 潤いある生活空間と都市機能を有する市街地ゾーン



(ア) 個性とゆとりある町並みの創造と環境への配慮

本市の市街地を形成する本ゾーンは、異国情緒あふれる景観を有する西部地区、交通・商業機能が集積する函館駅前・大門地区、商業・文化機能が集積する本町・五稜郭地区、温泉街として宿泊施設が集積する湯川地区などを有し、多くの市民や観光客などが集まる地域でもあります。

このため、各地域の特性を生かした個性ある町並みづくりを進めるほか、周辺の環境美化への配慮など、一人ひとりの意識の高揚を図ることが必要です。



西部地区

(イ) 健康で安心して暮らせる生活空間の形成

本ゾーンは、多くの市民が住居を構え生活を営んでいることから、健康で安心して暮らせる生活空間を確保しなければなりません。

このため、自動車の騒音、排出ガスによる大気汚染や近隣騒音など、都市生活型の公害を未然に防ぐためのルールやマナーを守るとともに、市民一人ひとりが互いを思いやる気持ちを持って、快適な生活を送れるよう配慮していくことが重要です。



函館駅前・大門地区

(ウ) 各種規制・基準の遵守と、環境に配慮した事業活動

本ゾーンは、港町地区の大型ふ頭などの臨港地区をはじめ、函館圏流通センター、テクノパークなどを有しているほか、主要な幹線道路や臨港道路沿道には商業・業務施設や工場などが立地しています。

事業活動を行う際は、法律などに基づく各種規制を遵守し、公害の発生を予防し、環境への負荷を低



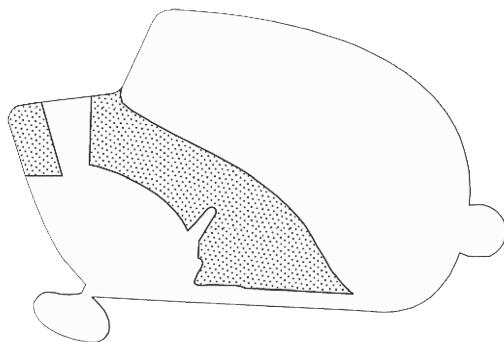
テクノパーク

減することが責務となっています。

また、事業活動における資源やエネルギーの消費は、廃棄物や排出ガスなどを排出し、環境へ負荷を与えていましたが、自ら環境配慮に取り組むことで、消費者や利用者の環境保全意識の向上にも大きく寄与するものと考えられます。

このため、資源やエネルギーの有効利用のほか、環境配慮型製品の製造・販売など環境保全に向けた取り組みを積極的に進めていくことが必要です。

(2) 緑地と農地を中心とした自然との共生ゾーン



(ア) 豊かな自然環境との共生

本ゾーンは、市街化調整区域を中心とし、農地や、市民菜園・農業体験施設である亀尾ふれあいの里、自然と親しむレクリエーション活動の拠点である道南四季の杜公園、桜や楓などの樹木と緑の芝生に覆われた笹流ダム前庭広場などにより、市民に憩いと潤いを与えています。

このように私たちの生活は、自然が与えてくれる様々な恩恵の上に成り立っており、自然と共生を続けていくためには、市民一人ひとりが、自然の仕組みを理解し、私たちが環境に与える負荷について正しい認識を持つことが求められています。

このため、自然体験型の環境学習など、豊かな自然環境を活用した環境教育・環境学習を推進していくことが重要です。

また、本ゾーンの一部では住宅地が形成され、生活空間として利用されていることから、住環境の整備にあたっては、人と自然の共生という観点に立って、自然環境へ配慮することが重要です。

(イ) 農業における環境保全

本ゾーンは、本市における農村地域を多く有していますが、近年の農業の動向として、経営の安定のため、生産性の向上や農畜産物の高付加価値化と併せ、環境と調和のとれた持続的な農業生産などが課題となっています。

このため、家畜排せつ物を利用した、たい肥などによる土づくりや、無農薬・低農薬農業をさらに進めるほか、農業体験を通じた環境教育など、地域環境へ貢献していくことが求められています。



道南四季の杜公園

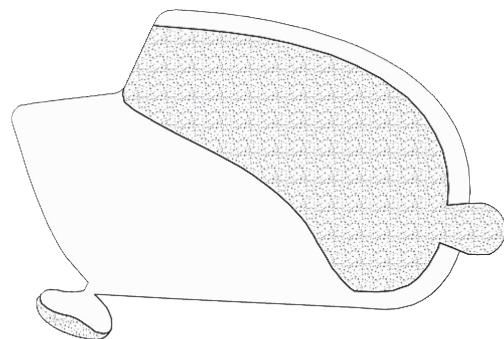


笹流ダム前庭広場



亀尾ふれあいの里

(3) 自然公園と森林地域を保全する自然環境ゾーン



(ア) 動植物の生息・生育空間の保全

恵山道立自然公園を含む本市の東部を中心とした本ゾーンは、豊かな緑や清流を有し、貴重な動物や植物の生息・生育地となっているほか、その自然が織りなす、変化に富んだ地形から美しい景観を形成しています。

また、本市の南西部に位置する函館山は、貴重な自然環境が良好に保持されており、約600種におよぶ植物や、野鳥の生息地、渡り鳥の休息地として豊かな動植物の生息・生育環境を有しています。

しかし、事業活動や日常生活による自然環境への負荷や、無秩序な鳥獣の捕獲、植物の採取のほか不適切な森林管理など、自然環境を脅かす要素も存在することから、市民や観光客などに対する意識啓発を図り、市民・市民団体・事業者・市などが協力・連携して自然環境を保全することが重要です。

(イ) 貴重な自然環境の保全に向けた環境教育・環境学習の充実

自然環境の保全にあたっては、多くの動植物が生息・生育する自然の価値を認識するなど、環境保全意識を高め、環境保全活動を実践していくことが必要です。

また、本市の豊富な自然を環境学習・環境教育の素材として活用することは、将来にわたって自然環境を保全していくことにつながります。

これらのことから、市民・市民団体・事業者・市などが参加・協働して、自然環境保全のための環境教育や環境学習を充実していくことが重要です。



恵山道立自然公園

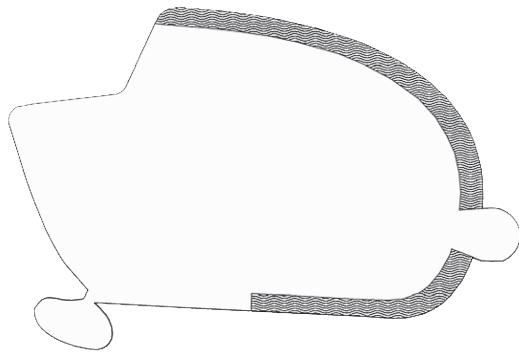


函館山



恵山

(4) 豊かな海とともに歩む 漁業集落ゾーン



(ア) 貴重な水産資源をはぐくむ、美しい海の保全

本ゾーンでは、基幹産業であるイカ・コンブ・マグロなどの漁業が盛んです。これらの水産資源は、美しい海と、海を取り囲む自然環境がはぐくんでいます。

しかしながら、不適切な森林管理や生活排水の流入などにより、自然環境へ悪影響を及ぼし、海岸や海における良好な環境が失われていく恐れがあります。

のことから、本市にとって貴重な水産資源を守るために、水質の保全をはじめとして、海岸の環境保全、海をはぐくむ森林など自然環境の保全に取り組むことが重要です。



(イ) 漁業における環境保全

本ゾーンでは、恵まれた自然環境を背景に漁業が広く営まれていますが、近年の漁業の動向として、生産性の向上や水産物の高付加価値化と併せ、環境と調和のとれた漁業経営が課題となっています。

このため、廃棄物の適正処理や、動力機関や照明などの使用における省エネルギー化など環境負荷の低減に向けた取り組み、漁業体験を通じた環境教育など、地域環境へ貢献していくことが求められています。



コラム

みんなで学ぼう！環境のこと

地球にやさしい新しいあかりLED

LED (Light Emitting Diode : 発光ダイオード) とは、電気を流すと発光する半導体の一種です。

1960～70年代に赤色、緑色、黄色のLEDが開発された後、90年代に日本のメーカーが青色LEDの開発に成功し、その技術を応用することにより、1996年には白色LEDが開発されました。

LEDは、従来表示用を中心でしたが、一般照明用としての開発も進められるようになり、長寿命化と低消費電力化が年々進んでいます。

LEDの用途としては、街路灯や室内用ダウンライト、スポットライトなどのほか、デジタルビデオカメラ、PDAなどの電子機器のバックライト、大型ディスプレイ、道路表示器などがあります。

このLEDが、現在大きな注目を浴びている理由としては、以下のような優れた特長があげられます。

長寿命	白熱灯などの従来光源に比べて、寿命が長い。
低消費電力	交通信号灯では、従来電球式の70Wに対し、12Wに消費電力量が削減。
小型化が可能	LEDには色々な形状があるが、どれも小型化、薄型化が可能なことで、設計・デザインをする上でも自由度が高い。
指向性	所定角度の範囲で発光するので、光の有効活用が可能。明るくしたいところでの光害問題への対策としても有効。



このようにLEDは、特に長寿命であり、低消費電力であるということから、地球温暖化対策に役立つ光として、大きく期待されています。

出典：社団法人 日本電球工業会ホームページ

特定非営利活動法人 LED照明推進協議会ホームページ



第4章

推進体制

推進体制

1 推進体制の整備

本計画で示した各施策は、市の行政分野全般に関わっており、計画の着実な推進のためには、庁内各関係部局の連携した取り組みが必要であり、各種計画の環境分野において統一的な基本理念・基本方針のもとに一体となって推進することが重要です。

このため、「地球にやさしいまちづくり協議会*」において、市が策定・実施する各種施策の調整などを図り、良好な環境の保全および創造を推進します。

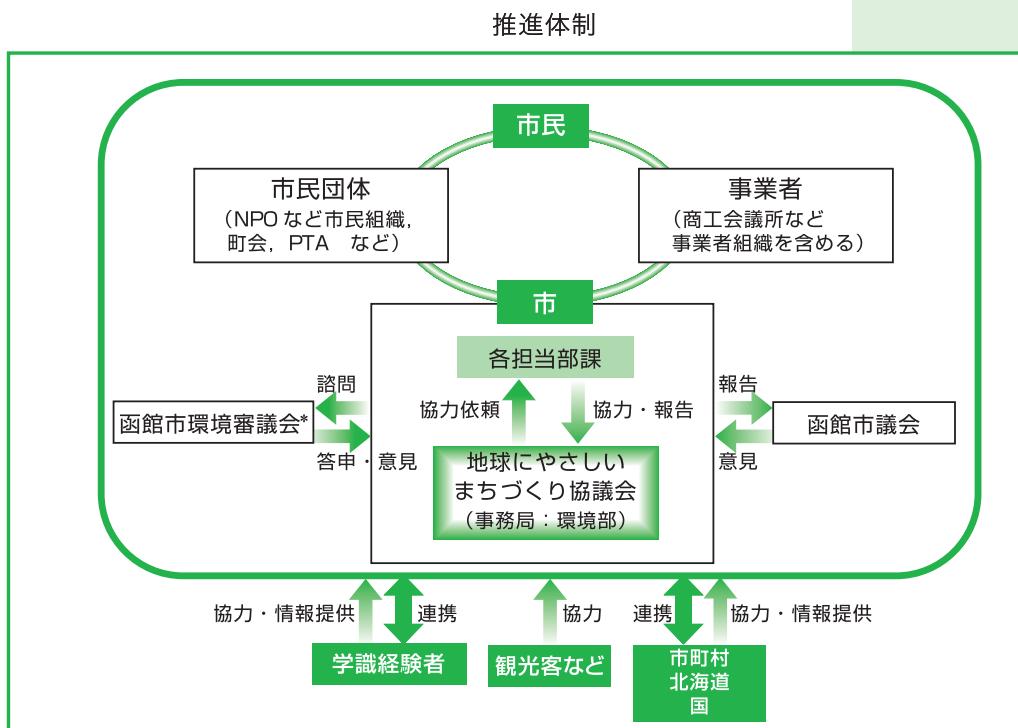
また、地域の一体的な取り組みを推進するため、市民、市民団体、事業者、市などが情報を共有し、密接に連携・協力することができる体制の整備や協議の場を設定します。

地球にやさしいまちづくり協議会

市の環境行政の諸課題について協議・検討するために設置した21部局により構成する函館市役所の内部組織です。

函館市環境審議会

函館市環境基本条例に基づき設置された市の附属機関であり、環境基本計画や環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・審議を行います。



2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理と状況の公表

計画の進ちょく状況については、函館市環境白書の中で取りまとめ公表します。

また、毎年、「地球にやさしいまちづくり協議会」や「函館市環境審議会」へ、環境白書の中でとりまとめた計画の進ちょく状況を報告し、その検討を踏まえて、的確な進行管理を図ります。

(2) 進行管理への市民参加

計画の進ちょく状況に対する市民の評価については、環境モニターに対する定期アンケート調査や環境モニターからの報告などにより把握します。

(3) 施策などの評価

計画に基づく各種施策などの取り組みによる環境の状況に対する評価については、毎年、環境モニターに対して定期アンケート調査を実施するとともに、目標年次においては、市民アンケート調査の実施により目標達成度を把握します。

また、環境基準値や個別計画に掲げられた目標値の達成度を客観的に把握し、これらを総合的に踏まえ評価します。

(4) 計画の段階的見直し

本計画は、本市の環境像の実現に向け、環境に関する広範な施策を総合的・計画的に推進することを目的としており、施策の着実な進展を図るために、計画期間を平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

また、本計画については、的確な進行管理を行うとともに、平成26年度を中間目標年次とし、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して、必要に応じて計画の見直しを行なうこととします。

なお、見直しにあたっては、函館市総合計画など関連する計画との調整や、函館市環境審議会などの意見を踏まえて、新たな目標値や取り組みを設定します。

コラム

みんなで学ぼう！環境のこと

エコライフのすすめ

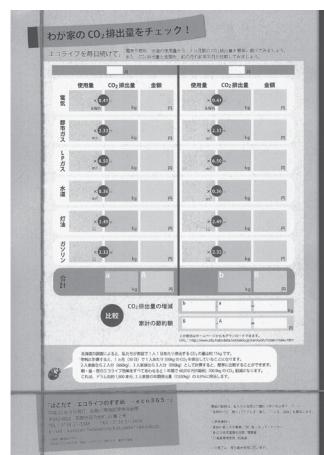
エコライフとは、日常生活のさまざまな場面で、環境に配慮した取り組みや工夫を行い、地球環境や自然環境などにやさしい暮らしを心がけるライフスタイルのことです。

具体的には、水や電気を節約すること、生ごみや食用油を流さないこと、商品の購入にあたってリサイクル可能なものなど環境への負荷の少ないものを優先購入すること、自動車の利用を控えること、バスや電車などの公共交通機関を利用すること、廃棄物の発生を抑制することなどがあげられます。

環境にやさしい行動は、地球温暖化の原因といわれている二酸化炭素の排出を削減するほか、家計にもやさしいというメリットもあります。

本市では、家庭向けの手引き書として、日常生活の中で温暖化防止につながる取り組みを掲載した「はこだてエコライフのすすめ（市民編）」、事業所向けの手引き書として、オフィスなどの温暖化防止につながる取り組みを中心に掲載した「はこだてエコライフのすすめ（事業者編）」を発行しています。

みなさんも、日常生活におけるひと工夫で、環境にやさしく、家計にもやさしいエコライフを実践してみませんか。



出典：はこだてエコライフのすすめ —e c o 3 6 5—

参考資料

- | | | |
|-----|-------------|----|
| 資料1 | 施策体系 | 70 |
| 資料2 | 環境目標項目一覧 | 72 |
| 資料3 | 市の役割の主な施策 | 73 |
| 資料4 | 計画策定までの経過 | 80 |
| 資料5 | 函館市環境審議会 | 81 |
| 資料6 | 計画策定に係る各種調査 | 84 |
| 資料7 | 函館市環境基本条例 | 86 |
| 資料8 | 用語索引 | 88 |

資料1 施策体系

目標すべき 環境像	基本目標	環境の現状と課題
未来に向かい「人と自然が共生するまち」はこだて	まや地 ちさ球 しに い	地球環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化について、日本の年平均気温はこの100年間で約1.11°C上昇しています ・ 酸性雨について、国では酸性雨の長期モニタリングを行っています ・ オゾン層の破壊について、国では規制対象物質の段階的対策を行っています ・ 森林減少について、国では森林保全に向け国際協力を進めています ・ 海洋汚染について、国では油や廃棄物の排出規制など、船舶などに対する監視・指導を行っています ・ 生物多様性の状況について、国では全国の自然環境の現状や変化の状況を把握するため調査を行っています
	安心して暮らせるまち	大気 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境はおおむね良好な状況です ・ 引き続き自動車排出ガスの抑制や適正な監視体制の確保が必要です ・ 悪臭に対する苦情の割合が多く、適正な施設管理などが必要です
	る共自豊 ま生然か ちすとな	水 <ul style="list-style-type: none"> ・ 松倉川水系や常盤川水系の一部で汚濁が見られます ・ 今後も適正な監視体制が必要です ・ 健全な水循環の確保に向けた取り組みが必要です
	ぎうる を感じ るま安 ちら	騒音・振動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車騒音については、昼夜とも環境基準を超過している地点が見られます ・ 生活騒音や工事などにおける騒音・振動に対しては、近隣住民への配慮が必要です ・ 騒音に対する苦情の割合が多く、規制基準の遵守が求められます ・ 今後も適正な監視体制が必要です
	資源を大 切にする まち	化学物質 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正管理の確立および情報の収集が必要です ・ 今後も化学物質や人体への影響が懸念される事象などに対する調査・研究が必要です
	ここくろ ると参 加で	自然 <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然環境が存在し、多様な動植物が生息・生育しています ・ 自然との共生に向けた取り組みが必要です ・ 自然状況の把握や自然保護意識の高揚などが必要です
	ふれあ いの場	自然との ふれあいの場 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地において自然とふれあうことのできる水辺が少ないと感じられています ・ 快適に憩える公園などの整備が必要です ・ 緑化運動や水辺の美化など、身近な取り組みが必要です
	景観	歴史的町並みをはじめとした都市景観の形成が進められています <ul style="list-style-type: none"> ・ 函館山からの眺望景観は多くの市民、観光客に親しまれていますが、環境への配慮も必要です ・ 美化に対する意識・マナーの向上が求められています
	エネルギーの 有効利用	資源の循環的利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物として処理されるものの中には、循環資源として利用できるものが含まれています ・ 資源が有効利用される、資源循環システムの構築が必要です
	環境教育・ 意識啓発	廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1日あたりの排出量は横ばい傾向であることから、今後も減量化に取り組む必要があります ・ 産業廃棄物については、再資源化が進んでいますが、引き続き発生抑制に向けた取り組みが必要です ・ 不法投棄の対策として、意識啓発に向けた取り組みが必要です
	環境保全活動	使用電力量は増加しています <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーの推進や自然エネルギーの利用を促進する必要があります ・ 公共交通機関利用者数が減少しています
	・ 正しい知識と問題解決能力を有する人材育成に向けた取り組みが必要です	環境教育・ 意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育や環境学習の取り組みは行われていますが、今後は一層の充実が必要です ・ 環境保全意識の向上を図るために、更なる情報提供が必要です
	・ 様々な取り組みが行われていますが、今後はより積極的・自発的な行動が必要です	環境保全活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関する行事や市民活動への参加が必要です ・ 環境保全活動の拡大や連携への取り組みが必要です



資料2 環境目標項目一覧

環境目標項目	目標値	平成20年度 調査結果	客観的データ項目等	平成20年度の 状況
地球環境の保全	—	—	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定により設定 二酸化炭素排出量の削減目標	—
空気の満足度	80%	78.0%	二酸化硫黄濃度：環境基準値(0.04ppm)以下 二酸化窒素濃度：環境基準値(0.06ppm)以下 浮遊粒子状物質：環境基準値(0.10mg/m ³)以下	0.003ppm 0.028ppm 0.045 mg/m ³
水の満足度	80%	59.4%	BOD(松倉川)：観測地点の環境基準達成率100% BOD(一般河川)： 観測地点の水質目標(5mg/l以下)達成率100%	100% (6/6地点) 91.3% (21/23地点)
音の満足度	80%	70.2%	自動車交通騒音：環境基準達成率100%	100% (面的評価)
ダイオキシン類濃度	—	—	大気：環境基準値(0.6pg-TEQ/m ³)以下 水質：環境基準値(1pg-TEQ/l)以下 底質：環境基準値(150pg-TEQ/g)以下 土壤：環境基準値(1,000pg-TEQ/g)以下	0.019pg-TEQ/m ³ 0.073pg-TEQ/l 1.3pg-TEQ/g 2.3pg-TEQ/g
自然環境の満足度	80%	74.3%	—	—
公園や広場が十分と感じる人の割合	80%	56.7%	都市公園等の整備目標： 市民1人あたりの都市公園面積 24m ² /人 (目標年次 平成27年)	22.53m ² /人
快適な町並みと感じる人の割合	80%	51.5%	—	—
分別収集への取り組みに心がけている人の割合	100%	97.3%	一般廃棄物処理基本計画における一般廃棄物排出量の減量目標： 対平成17年度見込比11.7%以上減 (目標年次 平成27年度)	8.9%減
エネルギーの有効活用 〔節電への取り組みに心がけている人の割合〕	100%	90.8%	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定により設定 二酸化炭素排出量の削減目標(再掲)	—

資料3 市の役割の主な施策

施策の柱

施 策

担当部局

地球にやさしいまち

1 地球環境の保全に努めます

温暖化の防止	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定 コンパクトなまちづくりの推進 低公害車の導入促進 省資源、廃棄物対策の推進 省エネルギー・自然エネルギー利用などエネルギー対策の推進 森林の保全 地球温暖化防止に関する意識啓発	環境部 都市建設部 環境部 環境部 関係部 農林水産部 環境部
酸性雨への対策	自動車、工場などからの排出ガスの抑制 違法駐車防止対策の推進	環境部 市民部
オゾン層破壊の防止	オゾン層破壊に関する各種情報の収集	環境部
森林の保全	型枠材などへの再生使用可能な製品の利用	関係部
海洋汚染の防止	生活排水や事業所排水などの適正処理 油流出事故などへの対応	関係部 関係部
生物多様性の保全	条約や国際協定への協力	関係部

安心して暮らせるまち

2 すがすがしい空気を守ります

自動車・交通対策	幹線道路の整備 市公用車への低公害車の率先導入 低公害車フェアの開催などによる普及の促進 エコドライブの普及促進 自転車走行に配慮した道路整備 公共交通の充実と利用の促進 街路樹の植栽や道路舗装率の向上	関係部 全部局 環境部 環境部 土木部 企画部 土木部
工場・事業場対策	ばい煙の適正処理に対する届け出状況の確認や自主測定の指導 ばい煙発生施設や粉じん発生施設への法令などの遵守指導 建設作業時などにおける土埃などの発生防止の指導 産業活性化資金の活用	環境部 環境部 関係部 経済部
大気の監視	一般環境大気測定局の適正配置や新たな測定項目の設定 自動車排出ガス測定局舎の新設 野焼きの防止・指導	環境部 環境部 環境部
悪臭への対策	悪臭発生の防止・指導	環境部

施策の柱

施 策

担当部局

3 清らかなせせらぎや美しい海を守ります

生活排水への対策	公共下水道の整備	水道局事業部
	水洗便所改造等資金の融資	水道局事業部
	特定環境保全公共下水道の整備	水道局事業部
	合併処理浄化槽設置整備事業による設置資金助成など	環境部
	環境パネル展や環境教育による水質汚濁防止の啓蒙普及	関係部
事業活動による 水質汚濁の防止	立入検査の実施など排出基準の遵守指導	環境部
	農薬安全使用基準による農薬の適正使用を指導	農林水産部
	産業活性化資金の活用	経済部
	開発行為などにおける水質汚濁防止の指導・助言	関係部
川や海、地下水の 水質の監視	河川の水質汚濁調査の実施	環境部
	小田島川水質浄化対策	土木部
	海域の水質汚濁調査の実施	関係部
	沿岸漁場等環境調査の実施	農林水産部
	地下水の定期モニタリング調査などの実施	環境部
	水質試験検査機器整備	関係部
水循環の確保	水質汚濁防止の普及啓発や環境教育の実施	関係部
	多自然型川づくり構想に基づく河川環境の整備	土木部
	市民団体の美化活動への支援	関係部
	水辺の環境学習の推進	関係部
	水源かん養林の整備	関係部
	雨水利用施設、雨水浸透施設などの公共施設への導入 環境パネル展や水道展などによる節水意識の普及啓発	関係部

4 やすらぎの音環境を守ります

自動車・ 交通による 騒音・振動への 対策	幹線道路の整備や交通管制システムの拡充などによる交通の円滑化	土木部
	公共交通の充実と利用の促進	企画部
	自転車走行に配慮した道路整備	土木部
	街路樹の植栽などによる道路緑化の推進	土木部
	住宅防音工事や緩衝緑地帯の造成	港湾空港部
	空港周辺環境基盤施設の整備	港湾空港部
工場・事業場・ 建設作業による 騒音・振動への 対策	法令に基づく規制基準の遵守や周辺への配慮を指導	環境部
	産業活性化資金の活用	経済部
	工場立地法による工場緑地の確保	関係部
	工業用地の整備促進	経済部
近隣騒音への対策	営業騒音や拡声放送などへの指導 日常生活における騒音の周辺への配慮を啓発	関係部 環境部
騒音・振動の監視	自動車や列車・航空機の騒音調査の実施	環境部

5 安全な暮らしを守ります

有害化学物質の発生抑制	廃棄物の適正処理に関する監視・指導 処理施設などの施設の適正管理についての指導 産業活性化資金の活用 農薬安全使用基準による農薬の適正使用や節減の支援	環境部 環境部 経済部 農林水産部
化学物質などへの対策	大気、土壌、河川などにおけるダイオキシン類濃度測定の実施 排出事業所に対する調査・指導 化学物質などに関する各種情報の収集 建築物の解体などの工事における、アスベスト粉じんの飛散防止に関する監視・指導 空き地の適正管理	関係部 環境部 関係部 関係部 保健所

豊かな自然と共生するまち

6 たくさんの生き物が息づく自然を守ります

希少な動植物の保護	野生動植物の保護・保全 函館山の環境に配慮した登山道の渋滞対策 生態系に配慮した樹種などによる植栽	関係部 関係部 農林水産部
動植物の生息・生育環境の保全	鳥獣保護区および特別保護地区の存続 農地等保全管理事業の推進 市有林の整備および私有林整備の支援 多自然型川づくり構想による生態系に配慮した川づくり 特定外来生物による生態系などへの影響の防止	土木部 農林水産部 農林水産部 土木部 関係部
自然保護意識の向上	自然環境保全意識啓発イベントの開催 緑の愛護団体の育成、緑化顕彰制度	関係部 住宅都市施設公社

うるおいと安らぎを感じるまち

7 水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります

緑化の推進	緑の基本計画の推進	土木部
	花壇の整備や植樹枠への花いっぱい運動の実施	住宅都市施設公社
	学校など公共施設における緑化推進	住宅都市施設公社
	都市計画公園などの整備	土木部
	函館山緑地の整備	土木部
	河畔林の創出、河川区域内のオープンスペースの緑化	土木部
	緑の島や港湾緑地の整備	港湾空港部
	街路樹の植栽などによる道路緑化の推進	土木部
	保存樹木・保存樹林管理の助成	土木部
親水空間の創造	多自然型整備を主眼とした緩傾斜護岸や散策路、休憩施設などの整備	土木部
	河岸の緑化や河川敷を利用した河畔林の創出	土木部
	親水プロムナードなど親水公園の整備	関係部
	海岸などの美化活動の推進	土木部
ふれあいの推進	花と緑のパートナーシップの拡充	住宅都市施設公社
	生け垣づくりの促進	土木部
	市民参加による緑化活動の推進	関係部
	緑化指導者の育成	土木部
	ホタルの育成事業の推進	住宅都市施設公社
	植栽（花苗、樹木）などについての助言・指導	関係部
	市民菜園の開設および充実	農林水産部
	農業体験施設の開設および充実	農林水産部
	水辺の環境学習の推進	環境部

8 個性とゆとりある町並みをつくります

地域特性を 生かした 町並みづくり	伝統的建造物群の保存	生涯学習部
	文化財庭園の整備	生涯学習部
	五稜郭跡の環境整備	生涯学習部
	函館市縄文文化交流センターの建設	生涯学習部
	埋蔵文化財包蔵地などの調査・情報提供	生涯学習部
	景観形成指定建築物などの保全	都市建設部
	町並み基金による防寒改修補助、利子補給、維持管理補助	都市建設部
	都市景観形成地域の指定	都市建設部
	景観協定や景観形成市民団体への助成など	都市建設部
	パブリックアートの設置	都市建設部
	市街地再開発事業や土地区画整理事業による住みよいまちづくりの推進	都市建設部
	都市景観形成における公共施設の先導的役割	都市建設部
	広場・ポケットパークの整備	関係部
	街区公園や近隣公園の整備	土木部
	屋外広告物に対する規制・指導	都市建設部
	まちづくり講座の開催	都市建設部
	景観アドバイザーによる事前相談制度	都市建設部
夜景の保全	函館山緑地の整備	土木部
	夜景グレードアップ構想の推進	観光コンベンション部
	街路灯や低照明、光のモニュメントへの自然エネルギーの活用検討	関係部
美化の推進	看板、広報紙、美化キャンペーンなどによる美化意識の啓発活動	環境部
	副読本の作成や出前講座など環境教育の推進	環境部
	ポイ捨て条例の遵守徹底	環境部
	散乱状況定点調査の実施	環境部
	一斉清掃の呼びかけと運動への支援	環境部
	美化団体への活動支援	環境部
	市道幹線道路などの除雪	土木部

資源を大切にするまち

9 循環型の社会をつくります

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	函館市ごみ減量・再資源化優良店認定制度の推進	環境部
	コンポスト容器、電動生ごみ処理機等購入補助制度による生ごみ減量化対策の推進	環境部
	業界への周知徹底などによる産業廃棄物の減量化	関係部
	有用物質の抽出技術やリサイクル可能製品の開発促進	経済部
	資源回収団体への支援	環境部
	新たなごみ処理システムの検討	環境部
	函館市簡易包装等推進懇話会などによる自粛の呼びかけ	環境部
	過剰包装の自粛、ノートレイ運動促進など消費者教育の推進	関係部
	家庭や地域における資源循環意識の啓発	環境部
	各種リサイクル法の周知啓発	関係部
廃棄物の適正処理	グリーン購入の促進	環境部
	函館市一般廃棄物処理基本計画の推進	環境部
	廃棄物適正処理の指導	環境部
	ごみの分別に関する啓発	環境部
	不法投棄防止の指導、監視体制の充実	環境部
	海岸漂着物への対応	土木部

10 エネルギーを有効活用します

省エネルギーの推進	省エネルギー意識の向上	関係部
	省エネルギーに配慮した建築物の建設促進	都市建設部
	省エネルギー効果の高い街路灯の導入など	土木部
	流通機能の効率化などの啓発	経済部
	エコドライブの普及促進	環境部
自然・未利用エネルギーの利用促進	地域新エネルギービジョンの推進	経済部
	街路灯やモニュメント、建物などへの自然エネルギーの活用	関係部
	風力の有効利用	経済部
	コーポレート・ガバナンスの導入など	関係部
	ごみ焼却工場の廃熱の有効利用	環境部
	消化ガスの有効利用	水道局事業部
公共交通の利用促進	公共交通の充実と利用の促進	企画部
	乗客サービスの向上	交通局管理運輸部

こころと参加でつくるまち

11 環境保全意識の向上に努めます

環境保全に関する 人づくりの推進	高等教育機関との連携などによる人材の育成 各種講座や研修会の開催	関係部 関係部
環境教育・ 環境学習の 充実と普及	環境教育・環境学習推進基本方針の推進 小中学校における環境教育の推進 研修会や講演会の開催 生涯学習における環境学習の推進	関係部 関係部 関係部 生涯学習部
環境情報の 充実と共有	環境モニター制度の推進 環境情報の提供 函館市環境白書の発行	環境部 環境部 環境部

12 環境保全活動の輪を広げます

環境保全活動の 推進	エコマーク商品の普及やグリーン購入の促進 函館市環境配慮率先行動計画の推進 ワークショップの手法による公園づくり 環境影響評価制度の検討 NPOなどの市民団体活動への支援	関係部 環境部 土木部 環境部 関係部
環境ネットワーク の形成	市民団体などとの環境ネットワークの形成 コミュニティ施設としての町会館の建設支援 「地球にやさしいまちづくり協議会」の継続 国および他の地方公共団体との協力	環境部 市民部 環境部 関係部
国際協力の推進	国際会議の誘致・開催、姉妹都市との交流促進 技術者の派遣や研修生の受け入れ	企画部 関係部

資料4 計画策定までの経過

- 平成 21 年 5 月 函館市環境審議会へ平成 20 年度実施の函館市環境基本計画策定基礎調査結果を説明
- 平成 21 年 6 月 地球にやさしいまちづくり協議会(府内組織)へ
策定スケジュールを説明
- 平成 21 年 11 月 地球にやさしいまちづくり協議会(府内組織)へ
計画素案(案)を説明
- 平成 21 年 12 月 パブリックコメント募集

民生常任委員会へ計画素案を報告
- 平成 22 年 2 月 函館市環境審議会へ函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕について諮問
- 平成 22 年 3 月 函館市環境審議会から函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕について答申

地球にやさしいまちづくり協議会(府内組織)へ計画最終案を説明

函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕の決定

資料5 函館市環境審議会

(1) 開催経過

平成22年 2月 9日 正副会長選出

函館市環境基本計画〔第2次計画〕について諮問

函館市環境基本計画〔第2次計画〕案審議

第1章 函館市環境基本計画とは

第2章 函館市の環境の現状と課題

第3章 函館市が目指す環境像

2月16日 函館市環境基本計画〔第2次計画〕案審議

第2章 函館市の環境の現状と課題

第3章 函館市が目指す環境像

第4章 推進体制

2月23日 答申の取りまとめ

3月 2日 函館市環境基本計画〔第2次計画〕について答申

(2) 委員名簿

区分	氏名	役職名等	備考
1 学識経験のある者 (条例第36条第2項 第1号に規定する者)	米田 義昭	北海道大学名誉教授	会長
	三浦 汀介	北海道大学名誉教授	
	綿貫 豊	北海道大学大学院水産科学研究院 准教授	
	長谷 昭	北海道教育大学函館校 教授	
	若松 裕之	函館大学 教授	
	大久保 孝樹	函館工業高等専門学校 教授	
	佐々木 恵一	函館工業高等専門学校 准教授	
	川口 貴之	函館工業高等専門学校 准教授	
	松崎 文子	函館短期大学付設調理師専門学校 講師	
	渡辺 友子	北海道建築士会女性委員会 委員	副会長
2 関係行政機関の職員 (条例第36条第2項 第2号に規定する者)	篠原 吉雄	函館海洋気象台 次長	
	佐藤 創	北海道立林業試験場道南支場 支場長	
	渡辺 安廣	北海道立函館水産試験場 場長	
3 その他市長が必要と認める者 (条例第36条第2項 第3号に規定する者)	櫻井 健治	函館商工会議所 常務理事	
	高谷 広行	函館市漁業協同組合 専務理事	
	佐々木 修平	函館市亀田農業協同組合 専務理事	
	杉林 千一	函館東商工会 筆頭理事	
	須藤 文代	函館市町会連合会 常任理事	
	長谷川 茂子	函館市女性会議 会計	
	小鳥 二郎	南北海道自然保護協会 副会長	
	ピーター・ハウレット	北海道地球温暖化防止活動推進員	
	川端 和雄	公募	
	長谷川 泰明	公募	
	門間 春博	公募	

(敬称略)

(3) 質問・答申

函 環 企
平成 22 年 2 月 9 日

函館市環境審議会
会長 米 田 義 昭 様

函館市長 西 尾 正 範

函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕について（質問）

環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、函館市環境基本条例第 8 条第 4 項の規定に基づき、函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕について意見を求める。

（環境部環境保全対策室環境企画課）

平成 22 年 3 月 2 日

函館市長 西 尾 正 範 様

函館市環境審議会
会長 米 田 義 昭

函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕について（答申）

平成 22 年 2 月 9 日付けで当審議会に対し、函館市環境基本計画について質問を受け、これまで慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、当審議会としては、概ね妥当であるとの結論に達し、審議会の意見を別紙のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

資料6 計画策定に係る各種調査

(1) 函館市環境基本計画策定基礎調査

① 調査目的

現計画の検証や、本市の実態の分析などについて、環境基本計画〔第2次計画〕における長期的な目標や、施策の方向等を定めるための基礎調査を平成20年度に行った。

② 調査内容

- ・地域環境の現状（函館市の概況、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境、環境教育）
- ・現計画の進捗状況と効果等
- ・国等の計画の分析
- ・函館市の環境の課題

(2) 函館市の環境に関する市民アンケート調査

① 調査目的

環境基本計画〔第2次計画〕の策定の基礎資料とするため、市民が環境について日頃から感じていることや、生活を取り巻く環境に対する満足度、よりよい環境づくりのために取り組んでいることなどについてアンケート調査を行った。

② 調査方法

18歳以上の函館市民を対象に住民基本台帳より1,000人を無作為抽出し、アンケート票を郵送配布・回収の方法により実施した。

調査地域　函館市全域

調査対象　18歳以上の函館市民

配布数　1,000票

抽出方法　住民基本台帳による無作為抽出

調査方法　郵送配布～郵送回収方式

調査期間　平成20年11月4日（火）～平成20年11月28日（金）

③ 回収状況

回収数（率）　481票(48.1%)

(3) 函館市の環境に関する事業所アンケート調査

① 調査目的

環境基本計画〔第2次計画〕の策定の基礎資料とするため、市内の事業所に対し、事業活動における環境保全に対する考え方や取り組みなどについてアンケート調査を行った。

② 調査方法

函館市内の100事業所を抽出し、アンケート票を郵送配布・回収の方法により実施した。

調査地域 函館市全域

調査対象 函館市内の事業者

配布数 100票

調査方法 郵送配布～郵送回収方式

調査期間 平成20年11月4日（火）～平成20年11月28日（金）

③ 回収状況

回収数（率） 56票(56.0%)

資料7 函館市環境基本条例

函館市環境基本条例（平成11年9月29日条例第38号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全および創造に関する基本的施策（第7条～第31条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第32条・第33条）

第4章 環境審議会（第34条～第41条）

附則

函館市は、北海道の南端部に位置し、温暖な気候、豊かな自然、さわやかな空気、おいしい水に恵まれ、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文明を積極的に取り入れることにより国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長し、交通の要衝として、また、高度な都市機能を持つ南北海道の政治、経済および文化の中心地として発展を続けてきた。

しかし、経済的発展や都市化の進展は、私たちの生活を便利にした反面、資源やエネルギーの大消費により身近な環境にさまざまな影響を及ぼし、更には人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、良好な状態で将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

今、21世紀を迎えるに当たり、私たちは、資源の循環的な利用等により、環境に負荷を与えてる社会経済活動や生活様式を見直すとともに、人間もまた自然の生態系を構成する一員であるという自覚の下に、人間と自然との共生関係の回復を目指し、地域はもとより世界の人々と協力して環境の保全に努めなければならない。

このような考え方方に立ち、函館市に集うすべての人々が、環境への負荷の少ない社会の実現に向け、自ら参加し、行動することで、良好な環境を保全し、ならびに快適な環境を維持し、および創造とともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全ならびに快適な環境の維持および創造（以下「環境の保全および創造」という。）について、基本理念を定め、ならびに市民、事業者および市の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献すると

ともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全および創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、本市に集うすべての人々が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮することにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全および創造は、市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者および市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物等の適正な処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等

を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全および創造について配慮しなければならない。

第2章 環境の保全および創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全および創造に関する施策の策定および実施は、第3条に定める環境の保全および創造についての基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、および生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が保全されること。
- (3) 自然との豊かな触合いを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成および歴史的文化的遺産の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、函館市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全および創造に関する目標
- (2) 環境の保全および創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全および創造に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ函館市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 市長は、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況および環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、函館市環境白書を作成し、公表するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第11条 市は、公告の原因となる行為および自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的措置)

第12条 市は、市民および事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、特に必要があるときは、市民または事業者に適正かつ公平な経済的な負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全および創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るために、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るために、市民および事業者による資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(海域、河川等の水質の保全等)

第15条 市は、良好な水環境を保全するため、海域、河川等の水質の保全、親水性の高い水辺空間の創造、海岸線の維持その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林および緑地の保全等)

第16条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を確保するため、森林および緑地の保全、緑化の推進

その他の必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の生育環境の保全等)

第17条 市は、野生生物の多様性を損なうことのないよう適正に保護するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(夜景等の保全等)

第18条 市は、自然と調和した魅力ある都市景観の形成を図るために、夜景および歴史的文化的遺産の保全ならびに地域の特性に配慮した良好な町並みの形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美観の維持)

第19条 市は、美観の維持およびその意識の高揚を図るために、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民および事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全および創造に関する教育および学習の推進)

第21条 市は、市民および事業者が環境の保全および創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全および創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全および創造に関する教育および学習を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童および生徒の環境の保全および創造に関する教育および学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映等)

第22条 市は、環境の保全および創造に関する施策に、市民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下この条および次条において「民間団体」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、市民、事業者および民間団体の参加の機会の確保に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、事業者または民間団体による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の促進)

第24条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第25条 市は、第21条の規定による環境の保全および創造に関する教育および学習の推進ならびに第23条の規定による環境の保全および創造に関する自発的な活動の促進に資するため、環境の保全および創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査および研究の実施)

第26条 市は、環境の保全および創造に資するため、必要な調査および研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第27条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験および検査の体制の整備に努めるものとする。

(事業者との協定)

第28条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(国および他の地方公共団体との協力)

第29条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全および創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国および他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第30条 市は、各機関が緊密に連携して、環境の保全および創造に関する施策の調整を図るとともに、施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第31条 市は、環境の保全および創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球の温暖化の防止等に関する施策の推進)

第32条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第33条 市は、地球環境保全に資するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する技術、情報等の提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第34条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、函館市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第35条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全および創造に関する基本的事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織および委員等)

第36条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が必要と認める者

3 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 職能の故をもって委嘱された委員が、その職を退いたときは、委員を解嘱されたものとする。

7 委員は、再任されることができる。

8 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、特別委員を解嘱されたものとする。

(会長および副会長)

第37条 審議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員および議事に關係のある特別委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員および特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第39条 会長は、必要があると認めるとときは、審議会の会議に關係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第40条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第41条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章[中略]の規定は、平成11年12月1日から施行する。

[以下略]

資料8 用語索引

環境関連用語集

(五十音順)

あ 行

アジア森林パートナーシップ	11
アジェンダ21	10
アスベスト(石綿)	21
雨水利用	38
硫黄酸化物	12
一酸化窒素	12
一般環境大気測定局	13
一般廃棄物	26
一般廃棄物処理基本計画	03
雨水浸透施設	39
エコドライブ	36
エコマーク商品	51
NPO	56
エネルギー効率の良い建築物	52
オゾン層	04
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書	10
温室効果ガス	02

か 行

カーシェアリング	36
街区公園	23
海洋汚染	04
外来動植物	45
各種リサイクル法	50
合併処理浄化槽	39
河畔林	45
環境汚染物質排出・移動登録(PRTR)	21
環境学習	23
環境基準	12
環境ネットワーク	33
環境配慮指針	58
環境への負荷	34
環境モニター制度	54
気候変動に関する政府間パネル	05
規制基準	19
98%値	13
京都議定書	02

近隣公園	23
クリーンエネルギー	30
グリーン購入	51
公害	14
降下ばいじん	12
コーディネーションシステム	52
国連森林フォーラム	11
コンパクトなまちづくり	34
コンポスト	30

さ 行

再生資源	51
3R	50
産業廃棄物	26
酸性雨	04
酸性雨長期モニタリング計画	09
COD	16
ジクロロメタン	13
資源の集団回収	50
自然エネルギー	27
持続的な発展	25
自動車排出ガス測定局	13
市民アンケート調査	13
市民1人あたりの整備面積	23
循環型社会	25
親水公園	23
親水プロムナード	23
侵入種	11
森林原則声明	10
水源かん養林	39
生態系	38
生態系に配慮した川づくり	38
生物多様性	04
ソーラーシステム	53

た 行

ダイオキシン類	13
WECPNL	19

地球温暖化	02
地球サミット	10
地球にやさしいまちづくり協議会	66
地区公園	23
窒素酸化物	09
中間処理	26
低公害車	35
底質	20
テトラクロロエチレン	12
特定外来生物	44
都市景観形成地域	48
都市公園	23
トリクロロエチレン	12

な 行

内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)	20
75%値	16
二酸化硫黄	12
二酸化窒素	12
2%除外値	13
野焼き	36

は 行

ばい煙	14
廃棄物	11
函館市環境審議会	66
函館市環境白書	02
BOD	15
ビオトープ	22
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク	09
浮遊粒子状物質(SPM)	12
フリーマーケット	30
フロン	10
粉じん	14
ベンゼン	12
放射能	21
保存樹木, 保存樹林	46
北海道洞爺湖サミット	05

ま 行

マイバッグ	51
水循環	16
水の再利用	30
緑の基本計画	03
未利用エネルギー	52

や 行

有害化学物質	21
有害紫外線	10
有害大気汚染物質	13

ら 行

リサイクル	25
リスクコミュニケーション	43
リデュース	25
リフォーム	25
リユース	25
類型	16

函館市環境基本計画〔第2次計画〕

発行／平成 22 年 3 月

編集／函館市環境部環境保全対策室

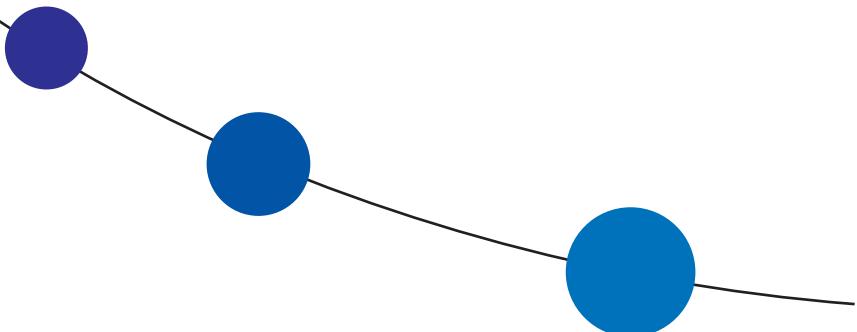
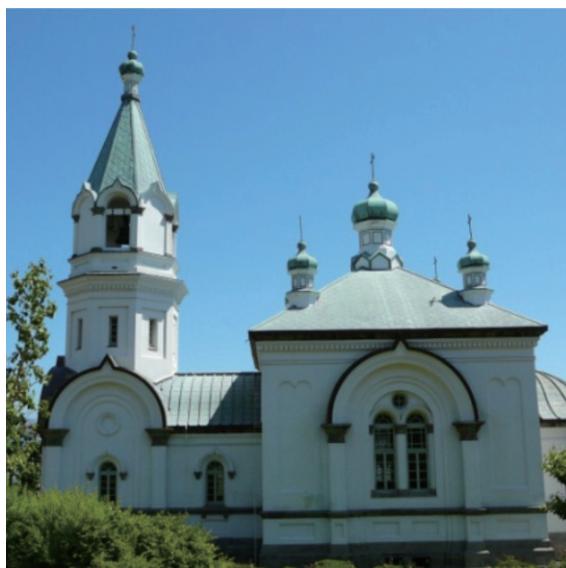
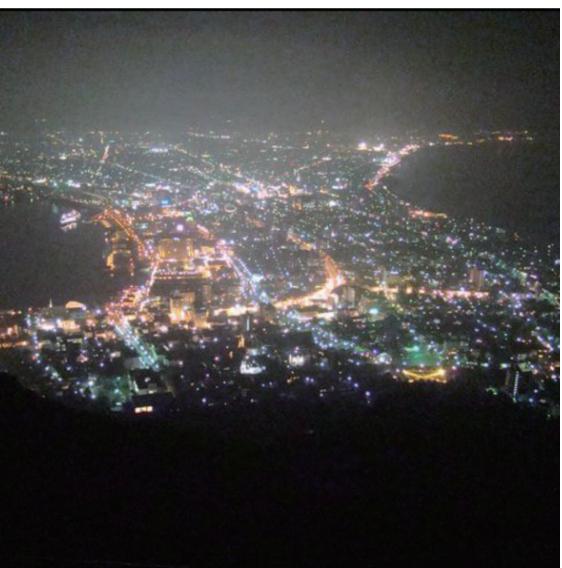
環境企画課

〒 040-0022 函館市日乃出町 26 番 2 号

TEL 0138-51-0742

FAX 0138-51-3498

HP <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/kankyoh/>



この冊子は再生紙を使用しています